

第五十一回 参議院 通信委員会 會議録 第十七号

昭和四十一年四月二十七日(水曜日)
午前十時五十五分開会

委員の異動
四月二十七日
辞任
鈴木 強君
野上 元君
補欠選任
森中 守義君
永岡 光治君

出席者は左のとおり。

委員長 田中 一君
理事 植竹 春彦君
新谷寅三郎君
西村 尚治君
光村 甚助君
委員 小沢久太郎君
古池 信三君
白井 勇君
寺尾 豊君
平井 太郎君
松平 勇雄君
谷村 貞治君
久保 等君
永岡 光治君
森中 守義君
横川 正市君
田代富士男君
石本 茂君
鈴木 市藏君

国務大臣 郵政大臣 郡 祐一君
政府委員 郵政政務次官 亀岡 高夫君

郵政大臣官房長 鶴岡 寛君
郵政省郵務局長 長田 裕二君
郵政省人事局長 曾山 克巳君
郵政省経理局長 淺野 賢澄君
事務局側 常任委員会専門員 倉沢 岩雄君
説明員 郵政事務次官 田中 鎮雄君

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件
○公聴会開会承認要求に関する件
○委員派遣承認要求に関する件
○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(郵政事業の運営に関する件)
○郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田中一君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打合会の協議事項について御報告いたします。

本日の委員会においては、理事補欠互選を行なった後、郵政事業の運営に関する件及び郵便法の一部を改正する法律案の質疑を行なうことになりましたので、御了承願います。

○委員長(田中一君) これより議事に入ります。

野上元君から、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございます。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。

互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に光村甚助君を指名いたします。

○委員長(田中一君) 公聴会の開会承認要求に関する件についておはかりいたします。

本委員会に付託中の郵便法の一部を改正する法律案について、五月十三日公聴会を開きたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めます。

公述人の数及び選定その他の手続等については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田中一君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

郵便法の一部を改正する法律案の審査に資するため、名古屋へ委員派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員の人選その他の手続等については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田中一君) 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○横川正市君 まず、人事局長に概況の説明をお願いしたいのですが、期間的に言いますと、昨年の十月ないしは十一月前後から、九州地方の熊本郵政局管内で、福岡、佐賀、熊本、長崎、宮崎、鹿児島——どういふものか大分県が事実上そういう発生状況を見ておりませんが、各県に同一様の形態で、まず最初に主事会という親睦団体が持たれ、ほとんどこれと同じようなメンバーによって第二組合の結成が行なわれておるわけですが、その状況等について、管理側からあなたのほうに具体的な報告があったと思うのであります。その内容をひとつ御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(曾山克巳君) ただいま先生から御指摘がございました九州地方におきます第二組合の組織状況の模様でございますが、御指摘のように、主事会というものが持たれまして、全部ではございませんが、その中におきまして第二組合の結成があったというところは事実でございます。しかし、これは単に第二組合を結成されたというだけではございませんで、全国的に見まして、御案内のように、組織は絶えず動いているわけでございまして、私もこれがこれに介入することの非なることは当然でございますが、単に九州地方だけでなく、東京管内におきましても、むしろ、第一組合から第二組合にいくだけでなくて、第二組合から第一組合に移るといふ状況も見られるわけでございます。したがって、いまの御指摘に対す

と、それは全然無関係だと言わざるを得ないと思
います。

○横川正一君 よしのずいから私は天井をのぞい
て同じに見えるから一つなんじゃないかと言っ
ているのじゃないですね。実際のその主事主任会
の方々に会って話を聞いてみたときに、これは当面
の業務研究とか懇親の意味で主事主任会が持たれ
ております。ところが、局長は、そういうような
会については一切これは関知いたしておりませ
んと、その局の責任者の局長が関知しない、いわ
ゆる業務研究とか、あるいは他に何らかの目的を持
たれた会というものがつくられるというのを私
どもはふに落ちかねているのですから、一体、
本省の指導としてはどういうふうな指導を行な
っているのか——そうすると、これは明らかにあ
たのほうの考え方では二つに区分をしているとい
うことが言えますね。一つは「局長のもとで、局長
が主催する、ないしは局長にかわって各課長が、
あるいは外部内の講師等を主体として、局長の
意のもとで持たれている業務研究会、これは必ず
しも主事、主任ではなく、一般のそれぞれ責任の
立場にある者が行なわれている。こういうふうな
面が、これは本省の指導、それからもう一つ、自
主的と言われているけれども、自主的に持たれて
いる主事主任会というものは、これは親睦の意
味で持たれている。それが一つの郵便局に二つ組織
としてできている、こういうことになりませんか。

○政府委員(曾山克巳君) お答えします前に、
ちょっと語義を明確にしておきたいと思うので
ございますが、業務研究会と申しますのは、先生が
御指摘になりましたように、局長が当然入りまし
て、並びに単に中間管理者だけでなく業務管理一
般が参加いたしますところのものでございます。
特に郵便等を中心にしてやっておりますけれども、
業務研究会というのは、そういうようなもので
ございまして、業務打ち合わせと申しますのは、
中間管理者を中心にしてしまして、先ほど来
る申しておりますような目的でつくっておるの
が業務打ち合わせでございまして、いま先生がお

尋ねがございました、それでは二つあるのだな
というお尋ねに對しましては、きわめて厳密に申し
ますと、さようなことになろうかと思ひます。

○横川正市君 そうすると、前段で、局長ないし
は課長が主催をする業務研究ないしはその他の上
部からのいろいろな通達、伝達等を下部に浸透し
て管理体制、業務体制というものを確立するとい
う、そういう意味での本省の意図と、それからも
う一つは、全く自主的な中間管理というけれど
も、中間管理者といひますか、そういうような人
たちの親睦的な会と、こういう二つのものが各局
に持たれている。その持たれた中で、旗じるしと
しては研究ということばの上では、おそらくこれ
は私は同じ内容だと、こう思うのですが、一様に
たとえれば親睦のために持たれた主事主任会とい
うのも業務研究を行なっております、そのほかの
ことは一切行なっておりませんというものが、これ
は返事でした。それから、あなたの言ういわゆる
業務あるいは管理、そういう意味ではこれまた一
つの研究の題材、こういうふうにするわけでは
ありませんか。

○政府委員(曾山克巳君) 自主的な主事、主任の
親睦を目的とした場合におきましては、私も
も絶えず、ただ、土気を高揚すると申しますか、
お互い相集まつてしゃかりやろうということだけ
ではなくて、その中におきまして出てくる話題と
いうものは、お互いの管理意識の高め合いとか、
あるいは最近の状況で申しますと、郵便法が改正
になるので、こういったことにつきましての業務
知識の修得とかというところにつきましては当然話
題になつてくると思うのでございます。したが
いまして、ただ単に、ことばは悪いでございますが、
お互い、酒でも飲んでわいわい言い合つという会
ではございません。中間管理者が相集まつて、自
主的に集まつた中でも、お互い管理者としての自
覚を持ち合う、いろいろな議論が出てくるのは当然
でございますし、また、業務上の知識の交換と
いった形でやられているのも当然だと思ひます。

したがって、先ほど先生明確に分けるとおし
ましたが、私は、その点におきましては、明確
に言えばそのとおりでございますけれども、た
だ、実態的にどうかと申しますと、そこでいろ
ろ議論されます内容というものは、業務上の問題
も相当なウェイトを占めているのが当然だと思
う次第でございます。

○横川正市君 これは、私も短い時間でそ
ういう問題についてのこまかな質疑のやりとりで明
らかにされた点でございますと、率直に言うとい
うのは、これはほとんど業務の中にウェイトを置
いておられない。研究会とかあるいはその管理につ
いてのいろいろな打ち合わせとかというものは、通
常の問題としてはほとんどこれは局でもって運営
されておられない。運営されているのは、何が一番
主で運営されているのかと申しますと、いわば懇
親の意味ですね。福岡中央郵便局には実はそうい
う名目のものはないのです。どういふものがあるか
といひますと、親交会というのと、親友会とい
うのがあるのです。だから行つてみますと、あなた
のほうが言われるいわゆる中間管理ないしは中間
監督者のそういう上部機関の意思伝達ないしは考
え方の普遍的な普及をはかるための会合というも
のは、これは実は私も聞いた範囲では持たれて
おられない。そうして、おもにあなた、いわゆる
名前のとりの親交会とか親友会とかいう主事主
任会が持たれている、こういう状態を私もは見
てきたわけですが、これはあなたのほうのひと
つなわけを通じて、本省からの実際上の通達はどう
なわれ、そういう特だつて親交、親友というので
すから、私は酒ばかり飲んでおられると思ひませ
んが、旅行ばかりしていると思ひませんが、一体
そういうような会合は何を目的として行なわれて
おるのか、これはひとつ十分な調査をして報告を
していただきたいと思います。

それから第二の問題は、一体、そういう会合
で、たまたまこれは若松の郵便局に出ておつたも
のを私も写真にとつてきたわけですが、四月二

十六日あるいは三十日に計画をされておる組合
の違法行為、これに反対をするという意味の会合が
しばしば持たれておるわけですが、その会合の主
催者は庶務に籍を置いております福田という、こ
れは労働担当課長代理が主催をいたしてござい
ます。出席者は、これは中間管理者あるいは中間監
督者といわれる者が全員呼ばれておるわけであ
ります。その場合に非常に遺憾なのは、私は、中
間管理あるいは監督者と思はれる者がフリーに全
自分の意思を發表できるような形で持たれてい
る場合は、あるいは研究の名で許されるかもしれ
ませんけれども、組合の執行委員をやっていると
か、組合意識が高そうだと思はれる主事とか主任
等は、この会合からははずされておるわけです。い
わゆる呼ばれていないわけです。これは一体どうい
うふうに理解すればいいのですか。あなたのほう
が言ういわゆるスト権争闘争の對抗措置をし
て、こういうようなことを上局からやりなさい、
あるいは、こうしなさい、こう言っていることの
範疇かどうか。これは範疇かどうかの前に、一
体、公務員のスとは政府としては禁止しておるわ
けですから、その禁止しておるといふ立場に立っ
て、スト権争闘争の積み上げ方式をやつておる組
合に對して、どういふ方式をとられておるのか、
この点をひとつ明らかにしながら、いま言つてお
るような事実行為については、どういふあなた
は考えか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(曾山克巳君) ただいまおし
ました事実行為につきましては、私いろいろとあ
らかじめ調べたものの中に入つておりませんの
で、よく調査いたしまして、その上で明らかに
したいと思ひます。

○横川正市君 これ見てください。
○政府委員(曾山克巳君) はい。
ただ、御指摘のありました公務員、なかなか
郵政公務員につきましてはスト権を認めることの非
なることにつきましては、私も、さように管理
当局といたしましては確信しているわけござい
ます。ただ、これが現実には公務員の、官公労部門

の従業員の職員のスト権の問題、争議権、労働基本権の問題といたしまして公務員制度審議会にかかっていることは事実でございますので、そういった議論の対象になっていることはよく承知しておりますが、私も当局といたしましては、御指摘のように、現在法律で禁止されておることでも、郵政もございますし、また、将来にわたっても、郵政公務員につきましてはスト権を付与すべきではないというぐあいに考えておるわけでございます。したがって、それを堂々組合の指導といたしまして、文書でも、あるいはまたオルグ等をもちまして各局にスト権奪回と称して、いうならば組合的な指導を行なっております行為につきましては、私も、当然対抗措置を講じて差しつかえないものと思っております次第でございます。ただし、対抗措置と申しましても、そういう組合は不屈きであるから、したがって、その組合を脱退しろとかいうようなことは申すことができないことは当然でございます。まして、私もその点は十分自覚もし、また、下部にも徹底しております。ただ、いま申しますスト権等についての非なるゆえんについては、これは管理者としても意見は当然言っても差しつかえないことであるから、私も、部下職員に対して、いろんな機会をとらえて十分話をお互いにするようにということをお申しておる次第でございます。したがって、先ほど申し上げましたように、事実につきましてはよく調査しまして、その上で明らかにしたいと思いますが、私も、主事主任層が有志の者が集りまして、いま申しましたようなことをお互いに、組合の主張しておりますところのスト権の奪回は非だということを言いかうことにつきましては、これは許されてしかるべき行為だというように考えておる次第でございます。

○横川正市君　私は、まあどういうことでやられたかという事実であって、許される範疇とか許されない範疇とかというような判断というものは、おのずとこれは客観性を持たれた判断でもってきめられていくものだと思うのですが、いまあなた

の見てゐる声明書と、それから何といひますか、意思表示をした文書は、第二組合の掲示板に張つてあるわけなんですよ。その主権者になつてゐる福田というのは、いわゆる課長代理の労務担当者なんです。そこで私は、まああなたのほうはきかれて、わけて、いま言つたように組合介入をするなど、こう言つてゐるんだが、随所で組合介入の事実が出てゐるんじゃないか、こういう疑いを私どもは持つたわけなんです。で、その疑いの前段に、先ほどあなたが言いましたように、延岡などは十分知らないわけですが、組合とそれから郵政局長との間に文書交換をしているわけでございますね。いわゆるその不当労働行為の提訴に対してこれを取り下げるといふことを、これは当然の条件として、将来不当労働行為に類似する行為も行なわれない、これは当然のことだといふことで、組合、郵政間で文書による回答書を出している事実を知つてゐると思うのですが、どうですか、それは。たしか三十九年だと思ひますがね。

ところに従つて措置をとつたのでございます。ただ、いま御指摘のように、郵政局長がそれに対しましてどういう文書を交換いたしましたかは、私ちょっとつまびらかにいたしておりませんので、後ほど調査いたしましたしお答えすることといたします。

○横川正市君　これは事実、文書の写しを私見てきましたけれども、郵政局長から地本の委員長あてに、不当労働行為の類似行為もいたさないようにという、いたしませんという文書が出されているのです。そこで私はお聞きをいたしたいのは、いまあなたが言うように、組合の切りくずしであるとか、あるいは組合運動に対する不当な指示だとか、そういった介入行為を行なわないということとは、嚴重に下部へ当然のことだとして伝えてある。それからもう一つは、延岡事件その他をめぐつて、公労委から出された不当労働行為と判断されたものについては、当然これは行なっていないものだ、こういうふうに承知していますと

るだろ」と思っている人ばかりを集めたつもりであつても、言つてみれば、不利益処分を受けることを警戒して名前は出さないまでも、組合側にこういうことが話されましたという事実があるわけですが、これは一体、正当な、あなたの言ういわゆる業務管理上、人事上、局長が実際に組合員に言つていいことかどうか。あなたの言ういわゆる指示指令に従つて正当な行爲として言つたことかどうか、判断してもらいたいのですが、一つは、この局でストを打たれたらおまえたちの責任だ、したがつて、組合員に対しては、き然たる態度で臨みなさい——組合員に対してというのが、主事というのは組合員なんですね。しかし、局長が職員の中の管理者、監督者、中間監督者としての主事に、こういうふうにまず第一項として伝えておる。それから第二項は、主事主任会を早急に結成しなさい。それから第三番目は、組合に同調したりよるめいたりするな、ストには主事、主任を参り加させないようにせよ、とこのこの局でこのこの

○政府委員(會山克巳君) 延岡郵便局と都城郵便局におきまして、いわゆる不当労働行為の審査請求事件があったことは先ほど申し上げたとおりでございます。その中におきましていろいろと問題がございます。公労委におきまして最終的に出しました裁決の中で、あるものは組合の申し立てを却下し、あるものにつきましてはいわゆる救済命令が出たことも事実でございます。ある救済命令につきましては、私の省といたしましてももともだと思ひまして服従をいたしました。が、さらに、その他の救済命令につきましては、私どもとしましては納得できませんので、法の定める手続に従ひまして、裁判所にこれを訴えて、現在係争中のものがございます。

○横川正市君 そういう文書の取りかわしをやったということについて聞いておりませんか。

○政府委員(會山克巳君) 不当労働行為につきましての先ほど申しました公労委の救済命令に対して、命令に服従すべきものだ、こういうものでは、先生のおっしゃるとおり、救済命令の命ずる

いうことは、そういうことが行なわれてはならぬということなんでしょう。私は、あなたのほうが抗告をしている問題について、抗告しましたというのを聞いているのではない。いわゆる不当労働行為に該当する行為ないしはそれの類似行為と思われるようなことは、これはやってはならない、これはもう私は厳然たる事実だと思うのですが、どうですか。

○政府委員(曾山克巳君) 不当労働行為をやっているいけないことは私も十分承知をいたし、また、さように指導をいたしておることは事実でございます。

○横川正市君 そうすると、たとえば今度の事件の中にこういう事件があります。それは郵便局長のところへ主事、主任が会合のために集まっている。そして、その主事主任の会合の中でこういうことを言われたか。これは実は私、証人を立てるほどのこともないのですが、もう二十年も組合運動をやっているのですから……。あなたのほうは中間管理者だと思って自分の言いなりになってい

局には第二組合ができた、この局の主事、主任はどうなっているのか、このことで問題が起これたら郵政局が責任を持つ、管理者は心配せぬでストライキをぶつつぶせ、この局でストライキを打つことになる、異動の際考えるぞということが、局長から主事主任の会に大体七つの項にわたって言われている。これは一項目、一項目あなただの言ういわゆる管理体制確立のためのことばなのか、それとも、こういうことは、組合員である主事、主任の場合に不当な介入になるのか、郵政省としてはどう判断しますか。

○政府委員(曾山克巳君) ただいま先生があげられましたことが事実かどうかにつきましては、私まだ承知しておりませんので、これは当然調査しましてからお答えするのが正しい措置だと思いましたが、ただ、せっかく先生がただいまおっしゃいましたので、かりにそれが事実といたしましてお答えするということでお答えする次第でございます。私はさようなことを申したとは思いませんが、ともかく、そういういまあげられましたこと

についての考えはどうかというお尋ねでございます。いろいろあげられました中で、最終の、異動の際、つまり、第二組合をつくるか、あるいは現在の組合を脱退するかしなければ、異動の際考えがあるぞというようにも申しましたと思ひます。それは私、不当労働行為の疑い十分だと思ひます。しかし、さようなことを私どもしるという

ことは絶対に申しおられませんし、また、いやしくも、新しいあるべき近代的な労使関係というもののつぎまして十分教育を最近しておりますところの局長がさようなことを申すとは全然考えられないのでございます。

なお、そのほか、いろいろあげられましたが、組合員に対して、き然たる態度をもつて臨みなさいとか、あるいは同調したりよめいたりするな、ストライキというのに対しての考え方をしっかり持つて、組合がしているストというのに対して、さような違法ストには参加するなということを申すことは、これは私は当然なことだと考えております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、異動とか何とかいうことで、もし組合員に対して分裂とか、あるいは新組合の結成というようなことを言つたとすれば、その点につきましては、私は不当労働行為の疑いが十分あると思ひます。

○横川正市君 正式の委員会の席上であなたのほうの非を率直に認めるということは、これは役人の通例でできないというくらいは私もよく承知してはいますがね。私どもは、実はきわめて客観的なものを見方をするわけですよ。その客観的なものを見方をする場合に、私どものいわゆる尺度というのは明確に二つあるわけですね。一つは、管理者の責任を全うして業務を遂行するためにやれる範囲内、一つは、民主的な、しかも大多数の組合員が信頼してつくっている組合の正常な運行に対して、私どもは、もし異分子がこの中にまじつておつて不当な指導が何かをした場合には、当然これはわれわれとしてそれを排除するように

やらなければいけないという、この二つの面から私どもは実態というものをいつも客観的に見ているのです。そういう客観性を持つて見ながら、九州一円で実にわずかな時間に第二組合の発生状況というものが異常な形で出てきました。その発生状況の主たる役割りを果たしているのは、あなたの方、いわゆる中間監督者という主事、主任、大體百四、五十人の局で十四、五名というのが第二組合の発生状況です。それから、そういう事実をずっと調べていって見ますと、いま七つの項目で明らかにされたことが随所に出てきています。わけです。そういう客観性を持たせながら見る目でこれらを見ますと、私は、あなたたちの意思に沿うたいわゆる管理者教育というものは相当逸脱した事実が九州管内一円に、しかも、短期間に発生をしたのじゃないだろうか、こういうふう

に事実の認識を要した次第なんです。そこで、その具体的な問題としてお聞きをいたしたいのですが、小倉郵便局に行きましたところが、なるほど、非常に局舎が狭隘であるというところは私も認めます。狭隘であるという局舎は、何も老朽じゃありません。あそこはすでに新局を建ててなおかつ狭隘であります。狭隘であるが、局長室と次長室と並んで第二組合の組合事務所がつくられておりました。比率は一体どのくらいかといひますと、あそこは、たしか三百数十名に対してわずか三十三名の主事、主任の第二組合がつくられておりました。その第二組合の事務所を局長室、次長室、第二組合書記局と並べて組合事務所をつくらなければならぬということ、私は、この郵政局へ行つたて見たことありません。すなわち、組合の大多数を代表する九割九分までを組織している組合であっても、そういうようなところに事務所を持つておられるというところはありません。ね、ほか全部さがしても、これは小倉郵便局の第二組合事務所です。それから若松郵便局の事務所は、局長室の隣の応接室を第二組合の事務所

に開放いたしております。これは百三十何人かの組合員に対して、この十三名の主事、主任の第二組合が発生した。それに対して局長室の隣に組合事務所を設けている。私は小倉の郵便局長にこの点をたてましたところが、小倉の郵便局長は、いやこれは局が狭くて、つくりましたが、上局の指示がありましたので、これはどこかスペースをつくつて移したいと思つておられます。いまだがしておるところという答弁でした。ところが、若松郵便局の局長は、ほかにスペースがないのでここに置いてありますと、こういうこと。そこで、私は、一体その組合の事務所もないくらいほんとうに狭いのかと思ひまして局の中を見て回りましたところが、ビンボン台が二台置ける遊技場がありまして、そのそばに一坪半ぐらいの仕切りがあつたのです。これはちゃんと一間の入口がついてガラス窓のついたちゃんとした部屋になっておりました。これは何に使うのかと言つたら、一年に一回健康管理のときの事務所に使つておられる。どうしてこの部屋を第二組合の事務所にしなかったのかと言つたら、いや、そういうことでこの部屋は使う目的を持っておられますからと。それならば、局長室の隣の応接室というのは、これは常時、局長の任務を遂行するために第三者と面接する部屋じゃないのかと言つたら、これは返事をしませんでした。まあそういう事実とともに、いまそこに写真で出しましたように、労働担当課長代理が、第二組合の掲示板に自分の名前を書いて、以上のような声明書や趣意書というものを張つてあるという、こういう客観性というものを見たときに、私は、これは組合介入の事実だと判断をしてきたのですが、これもあなたは、おそらく私の言うことは事実を確かめておられますから、いい悪いはわからぬが、もしかりにということでお答えになつておられますがね。まあもしかりにでもいいですが、そういう事実があつた場合には、これは一体どう取り扱うのか、どう判断されるか、聞きたい。

○政府委員(會山克巳君) もしかりにということだけではあるいはおしかりを受けると思ひまして、実は小倉の局につきましては事情が私どもちよつ

とわかつておりましたので調べてみましたところ、確かに、次長室の隣に第二組合の事務室がいます。まああつたのでございます。これは御案内のように、小倉におきます局の第二組合の発生は日が浅うございまして、たしか去年の年末だつたと思ひます。そういうときに、局は、小倉の場合は、いま御指摘にありましたように、狭いわけでございます。便宜供与を両組合にいたすにあたりまして、できるだけ公平にやるということが私ども正しいと思つておられますので、さようにしておるのでございまして、結成後間もない組合につきまして、しばらくはここにいなさいという形でおるような形で、いま申しましたこの次長の隣に暫定的に置いたと聞いておられますが、ただ、当該局長に連絡をいたしまして、先生も御指摘になりましたが、近々しかるべきところをさがしておるということでもございまして、私どももいたしまして、できるだけ早くしかるべきところを見つけてそこへ移すように手配をいたしておるところでございます。

なお、若松につきましては、実は私、事実を承知してはおりますが、おっしゃいますように、この応接室に第二組合の事務室を置いておるといひましたら、これは適当でないと思ひます。したがつて、ここにつきまして、小倉と同様に早急に手を打たれたいと思ひます。おそろく結成後間もないことでもございまして、ここに当分置いておいて、至急しかるべきところをさがして移すという、同じような郵政局の考えと思ひますけれども、そのように手配いたしたいと思つておられます。

○横川正市君 まあ、このどうしたい、こうしたいということが、事実上指摘を受けて、そしてどうしたい、こうしたいという、私はそういうことを期待しておるわけじゃないのです。そういうような事実行為が発生しても間違ひではないと、これは当局の管理者が私に答弁をしておるわけなんです。若松郵便局庶務課長は間違ひではない

と。私はサービスの行き過ぎだと思つてゐるので。サービスの行き過ぎだということとは、これは第一組合は違法な組合、第二組合は管理者から言つて歓迎すべき組合、だから、これを育成するといふ、そういうことが、第三者からそうではないかと勘ぐられる、あるいは判断されてもしかたがない行為だとは思ひません。

○政府委員(會山克巳君) 私は若松の局につきましては、事情を知りませんので、かりにということとで申し上げるわけですが、御参考までに申し上げますと、東京都内に私も勤務してありますので、つぶさに承知しておりますある局におきましては、次のような事実がございました。それは通常考えますと、本館のほうにしかるべき広い、明るい、いいスペースがございますので、そちらに組合事務所を提供する、提供の申し出がございましたときに、提供するがと答えましたところ、組合のほうはいや、そこは不便である、むしろ自転車置き場等のこういう粗末のほうでいいから、そちらをくれということとでございまして、そちらのほうを非常に強引に要望したというやうな例もございします。いま申し上げました例でもわかりますように、一がいどこに置いたということが、即、組合に対して不当差別をしたということがあります。私は私には私にふつと考へます。が、ともかく、若松の場合も私は事実をよく承知しておりませんので、よく詳細を調べました上でお答え申し上げます。平素あまり使わないスペースがある、したがって、そこに置いたほうがいいということが客観的に判断されれば、そこに私は移すのが妥当な線だと考へます。

○横川正市君 これは、私は事実をあなたに判断を求めているわけで、私が捏造したり、事実を誇大したりして言つてゐるわけじゃないのです。そういう事実に基づいて、あなたの説明は、たまたまどこかに一つの例があったことを何か言ひわけ的に言つて、あたかも全体がそれであつたかのごときやうに言う答弁というのは、私は実際適当な答

弁だと思つたのです。その局のいわゆるスベースの状況等は私も現地を見てきて、そして、そういうやうな空き室があるのにもかかわらず、一体、局長の隣の応接間を開放するということは、サービスの行き過ぎで、第二組合育成、第一組合介入という疑いを持たれてもしかたがないのじゃないかと思ひ、どう思ひますかということと言つてゐるので、他の例を引つ張つて正当だといふ返事は、これは適当な答弁だとは思ひません。

それから、私の調べたところでは、まだ事実はわかりませんが、あなたにまた調査してもらいたいと思つたのですが、現在、九州の折尾という郵便局は十月に新局ができるということで、いま仮局舎に入つてゐる。その仮局舎のスペースも、これは当然狭いスペースですから、これは修繕費その他があるのだらうとは思ひますけれども、私の聞いたところでは、郵政局に予算請求して、そして、この組合の事務所をつくつてやつた、こう言つておりました。しかし、経理局の調査では、熊本郵政局へは予算の請求はありません。どこから金を出したか、私はその一件はつまびらかではありませんが、四月の十三日に第二組合が結成されて、わずかに十三人の局員に対して二万七千円の手算を使つて、別荘に新しい組合事務所をつくつてやつてゐる。これは百三十人ぐらゐのところですから、十三人という、一割にも満たないやうな状態のところでは第二組合の事務所をつくつてやつてゐる。これも公平の原則で、ないから建ててやつたということになるのですか。そこまで一体、公平の原則というのを読んで字のごとくに解釈していいものかどうか。それから、ここでは第一組合の事務所の前には看板をかけることを厳重禁止してゐる。すなわち、これは図書室だとか、あるいは厚生室だとかいふ目的で貸すという名目で約束してゐるやうです。ところが、第二組合につくつてやつた新しいその組合の事務所には、全郵政労働組合書記局という大きな看板を掲げさせてある。組合の人は、これを見ながら、差別取り

扱ひだ、こういうことをずいぶん主張しておりますが、こういうやうなことは、一体、事実、あなたのほうで指示されてゐる公平の原則なのかどうか、もう一つ率直にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(會山克巳君) 折尾の郵便局の第二組合の事務所は、おっしゃるやうに、結成間もない組合に対して、その要請がございました場合に、当然庁舎の管理権を持つております局長が判断いたしました。正当だと思ひばこれを貸与するわけでありまして、ただ、いま御指摘のやうに、調査いたしましたところ、自転車置き場の一部を改造いたしましたことは、そういう事実があるやうでございしますけれども、私どももいたしましては、第一組合に貸与したしております事務所に比べますと、いかにも、何と申しますか、場所といい、また、かつこうといふ、どつちかと言ひますと、お粗末、ということばが適當かどうかは知りませんが、だといふやうに承知しておいたしております。先ほど例を他の管内に引いておしかりを受けていたが、いま申し上げましたことと全くうらはらの現象だといふやうに考へるわけでありまして、本局のほうにございします場合には、確かに厚生室、図書室という名前前で、いうならば、私ども便宜を与へてゐる例が多いわけと申します。そういう場合には局内に麗々しく大きな看板を掲げることにつきましては、これを許さないといふこともあろうかと思ひますが、しかし、私、いま御指摘の点につきまして、看板等の問題は十分承知しておりませんので、これをよく調査いたしまして善処いたしたいと思ひます。

○横川正市君 まあ私は、人事局長という職分からはそれくらいは答弁だろうと思つたのですが、以上のような私の質問に対して、郵政大臣は、聞きながらどういふに思ひますかね。

○國務大臣(郡祐一君) 私は、郵政省が職員の良いと責任感を喚起して国民の信託にこたえてつたばな業務をすることを期待いたしております。同時に、いかなる組織に対しまして、支配

介入をすることはもちろんあり得ないし、また、あつてはならないことと申します。御指摘の問題点については、事実を調べてみるべきだと思ひますし、また、さほどそれが不当労働行為であるといふやうな種類のものは、これは人事局長が申しておりますやうに、調べてみる必要もございまいしょう。ございまいしょうけれども、お話の間では、そのやうに特に不当な行為であるといふものはないのではなからうか、こんなぐあひにお話を伺つておる次第でございします。

○横川正市君 いまの大臣の返事は、私どもは決してひがんでゐるわけではありせんけれども、事実を公正に見ておらないといふやうに思ひます。あなたは正常な業務運行をされればとおっしゃいますけれども、そういうやうな局では、その問題をめぐつて実は正常な運行ができないやうな反目といふものができてくるわけですよ。私どもは第三者の公正な立場でものを見る場合に、このやうな反目するやうな原因をこそなくすべく努力をすべきだと思はれるやうな監督の立場、あるいは管理の立場にある者が、反目の原因をつくることを上局から言われて、いやいやでもそれをつくらなければならぬやうなやうなやうなやうなやうなやうなことは、これは許せない事実だと思つてゐるわけですよ。事実をもう少し明らかにしていきま

すと、私は、九州の管内のいわゆる管理監督の立場の人たちの中に非常にいい性格を見ることができると申します。まあ、いわば人情的であるとか、あるいは上の者に対してきわめて敬虔な姿勢をとつてゐるとか、こういう点については、私は、性格的にいいものがあるのだと、こう判断をすべきものがあつたと思つたのです。ところが、それを非常に悪用して、いわゆる人事管理、業務管理などというものが守られるためには何をやっていいといふやうなやうな方が、随所に起つてゐるのじゃないだらうか。まあ管理のやり方に私どもは、やはりわれわれから見ても非常な納得のいかないものを幾つか見えてきました。その幾つかに、あなたは全くささいなことだと言われ

と。私はサービスの行き過ぎだと思つてゐるので。サービスの行き過ぎだということとは、これは第一組合は違法な組合、第二組合は管理者から言つて歓迎すべき組合、だから、これを育成するといふ、そういうことが、第三者からそうではないかと勘ぐられる、あるいは判断されてもしかたがない行為だとは思ひません。

○政府委員(會山克巳君) 私は若松の局につきましては、事情を知りませんので、かりにということとで申し上げるわけですが、御参考までに申し上げますと、東京都内に私も勤務してありますので、つぶさに承知しておりますある局におきましては、次のような事実がございました。それは通常考えますと、本館のほうにしかるべき広い、明るい、いいスペースがございますので、そちらに組合事務所を提供する、提供の申し出がございましたときに、提供するがと答えましたところ、組合のほうはいや、そこは不便である、むしろ自転車置き場等のこういう粗末のほうでいいから、そちらをくれということとでございまして、そちらのほうを非常に強引に要望したというやうな例もございします。いま申し上げました例でもわかりますように、一がいどこに置いたということが、即、組合に対して不当差別をしたということがあります。私は私には私にふつと考へます。が、ともかく、若松の場合も私は事実をよく承知しておりませんので、よく詳細を調べました上でお答え申し上げます。平素あまり使わないスペースがある、したがって、そこに置いたほうがいいということが客観的に判断されれば、そこに私は移すのが妥当な線だと考へます。

○横川正市君 まあ私は、人事局長という職分からはそれくらいは答弁だろうと思つたのですが、以上のような私の質問に対して、郵政大臣は、聞きながらどういふに思ひますかね。

○國務大臣(郡祐一君) 私は、郵政省が職員の良いと責任感を喚起して国民の信託にこたえてつたばな業務をすることを期待いたしております。同時に、いかなる組織に対しまして、支配

ますけれども、いま言ったようなことはささいなことじゃありませんでしょう。たとえば、おまえな、主事会に入らないのか、主事会に入らないのなら、この次の転勤のときに考えるぞ、あるいは、こういう事実があるからおまえはもう主事をやめさせるぞ、おまえは今度新局ができた主任にしてやるから、ひとつ主事会に入れ、これは私が歩いた局では、全部がその当事者から言われている事実です。私も、人事局長が言うように、ストライキは違法なんだからストライキに参加するな、これを違法だと言っているのじゃないのです。それを越えた行為というものが行なわれた結果、わずかな時間に、しかも、全県下に、事実行為としてこういうものが発生しているのじゃないか、こういうことを指摘しているわけなんです。まあ、あなたの考え方がそれだけならばそれだけで、私はそれ以上問題として深く聞くということとは避けませんが、これは、私は郵政の、いわゆる管理の姿勢として後刻十分ひとつ論じようと思っていることなんです。まあ、あなたの所信は前回どおりですか。それとも、われわれがいまここで述べているような事実については、それほど問題でないと考えておるのですか。それは問題だとお考えですか、どうなんです。

○国務大臣(郡祐一君) 事実関係については、私のほうでもひとつ調べさせていただこうと思えます。私がいま申しましたように、正常に円滑な業務が運行されるように、それにふさわしい労務関係がつけられていかに、いかぬのですから、それが私の労務管理の基本方針でありますから、その基本方針にも合わないようなこと、これはものをほつてきかせてまいらなければいけません。私もひとつ事実を部下に命じてよく調べまして、そして、いま申しましたような労務管理の基本方針に沿って得ているか、それがしからざるものがあるかをよく考えまして判断をさせていただきたいと思えます。

○横川正市君 これは質問の通告はきのう行なったばかりですから、それで、あなたのほうで調査

の行き届いておらないということについては、これは私も承知いたします。しかし、具体的にはですね、これは私どもの調査をしているその段階では、郵政のそれぞれの方々が十分に承知をいたしておるわけですね。たとえば八幡の郵便局であった事件などについては、郵政局からきかめて遺憾なことだと言って、その日のうちに私のところに意思表示のあったという事件もありました。しかし、私は、そんなことは調査の段階であつても、失礼だからと言って不問に付しております。これは、そのつどそのつどにおける私どもの問題というものは、これはわれわれがどう取り扱ひを受けたかというところについては、不問に付しております。まあ、事実上、しかし、不問に付さないのは、少なくとも、郵政業務運行上支障になると思われるような人事、業務の労務管理等が、これが慢性化するということについては、これは絶対に私どもも容認できないと思っております。こういう面から、当然今度は郵便法をめぐって十分な審議の時間があるわけですから、あなたも十分勉強してもらって、おそらく労働問題は、ことに郵政の労働問題というものは、初めて手がけるようなことになるだろうと思うのですが、十分な論議をやりたいと思えますので、それまでに十分調査をしておいてもらいたいと思えます。私は資料のない、あるいは事実行為が明確にならないところで白黒をつけようというような気持ちはありませんから、きょうはこれくらいで一応保留いたしておきます。

○委員長(田中一君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鈴木強君が委員を辞任され、その補欠として森中守義君が選任されました。

次に、野上元君が委員を辞任され、永岡光治君が補欠として選任されました。

午前中はこの程度にして、暫時休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時十二分開会

○委員長(田中一君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

郵政事業の運営に関し、質疑を続行いたします。

○森中守義君 午前中の横川質問とはほぼ同じ内容のものに相なりますが、二、三、大臣はじめ事務局の皆さんにお尋ねをいたしたいと思えます。

全国的に郵政省及び全通との関係は、それぞれ特徴あるいは欠陥もあるだろうというふうに思うのですが、ただ概念的なことではなくして、具体的に熊本郵政局管内における労使の関係はどういうふうに判断をなされておるのか、この辺をまず最初に、大臣及び事務次官から御答弁をいただきたい。

○説明員(田中鎮雄君) 私どもは郵政事業を運営していく上におきまして、それが円滑に運行されるためにふさわしい正常な労務関係をつくっていくということが念願でございます。ただいま熊本管内の労務関係について特にお話ございましたが、最近、よその管内に比べて熊本というところが言われておるというようなことは私も承知いたしておりますが、特に熊本管内におきまして労使の関係が非常に悪化したというふうには考えておりません。まあ、二、三問題があるようにございまして、それにつきましても、管内の労務関係が悪くなったというふうには考えておりません。

○森中守義君 いまの次官の答弁はまたあのことにも関連いたしますが、私は今回同僚の議員諸君と一緒に九州に参りました。それで、当局のほうでは、特別全国的に変わった状態ではない、しかも、悪い状態ではない、こういうお考えのようですが、私はそれは思えない。やはり全国の九つの郵政局管内ごとに見れば、相当異例に属するような状態ではなからうか、こういうふうに思うの

です。そこで、一応起源というのか、あるいは淵源というのか、多少沿革的に一回見てみたい、こういう気持ちもいま持っているわけです。

そこで具体的にお尋ねをしたいことは、かの三十八年の簡保転賃、あの問題で労使双方に発生をした問題のうちに、九州管内では、私の記憶では、おおよそ九つの提訴事件があつたようです。

一つは、午前中横川質問に対する曾山人事局長の答弁の中にもありましたが、九大の林教授を審査委員長とする提訴事件、それから熊本郵政局内で発生をした不当労働行為、この事件が熊本の地労委に提訴をされております。まず、この二つの事案について、経過及びどういう結果がついたのか、これを事務次官あるいは人事局長、いずれでもけっこうですから、御説明をいただきたい。

○政府委員(曾山克巳君) 御指摘のございました係争の問題でございます。

まず最初の延岡並びに都城郵便局の件でございますが、いろいろと組合側から不当労働行為のゆえをもちまして地労委に対して審理請求のございました事件につきましては、不当労働行為の審理申し立てにつきましては、先ほど午前中申し上げましたように、最終的な結論をいたしまして、三点の救済命令が出たわけでございます。一点は延岡の――午前中延岡というお話でございましたが、都城の郵便局でございまして、都城の郵便局におきまして、年次休暇の承認問題につきましても、公労委から次のような判断が出ておるのでございまして、それは年次休暇は――いろいろ長々と言っておりますが、結論をいたしまして、被申し立て人は、当該年次休暇の請求が支部委員会出席のためであることを確かめて、それを理由として承認を拒否し、あるいは支部委員会に出席したならば取り消す旨の条件をつけて承認して、実質的にはこれを拒否したものである。これら年休承認の措置は、いずれも業務の都合を理由とするものではない。

結局、被申し立て人が申し立て組合の組合員の年次休暇請求について、それが支部委員会出席の

ためであることを理由に、その承認を拒否し、支部委員会出席を困難ならしめたものであり、労働組合法七条三号の規定に該当する不当労働行為であるという救済命令が一つございます。この点につきましては、午前中も横川委員からそれと関連のあるような御質問があったのでございますが、この点につきましては、私もいろいろ意見がございますけれども、最終的にこの救済命令を受けて訴えの請求をいたさず服従した次第でございます。したがって、この措置につきましては、当該局長から、いかなる陳謝の意思表示を文書にいたしました組合側に手交いたしました。

それからなお、あとの組合休職の承認の問題と、それから組合掲示板の問題がございます。組合休職の問題につきましては、これも都城局の問題でございます。並びに組合の掲示物の問題とオルグの問題、これは延岡の局でございます。延岡局におきまして二点でございます。オルグ排除と掲示板の事前許可の問題と二つでございます。

は、省側の排除いたしましたところのオルグの排除は、不当であるという救済命令が出ましたけれども、私も、これに對しまして、省側のとりまいた具体的な行動、それから局におきましますところの組合事務室の位置等々の判断を、公労委におきましては、事実審理の過程におきまして、十分に見ておられないという判断をいたしますものですが、この点につきましては、服従したいというところ、オルグ排除につきましては、不当労働行為の救済命令は、あらためて行政事件訴訟法の問題として提起してございます。したがって、この問題は目下係争中であるということが言えます。

なお、第三点の掲示板の事前許可の問題につきましても同様でございます。と申しますのは、公労委の裁定で救済命令の最終的に出ましたものは、事案の内容は、赤い旗にいろいろと署名をいたしましたした掲示物でございますが、無許可で掲示

板に張り出したことでございます。それを省側が一応警告したのでございますが、組合側が撤去いたしませんので、省側で取ったということについて争われたわけでございます。その点につきましては、公労委は救済命令を発するにあたりまして、次のようなことを言っております。「八月一五日のビラの撤去及び八月一八日の赤い旗の撤去については、それらの掲示物が無許可で貼られていたことがその理由とされているが、本来労働組合に掲示板を認めながらも、これに掲示する物について、事前許可を要求することは不当でないのみならず、掲示物の内容についても被申立人がそれを撤去したことが妥当であると考えられるようなものであったことは認められないから、少くとも組合掲示板に掲示されたビラ等の撤去は、申立組合の広報活動に不当に介入したものと認ざるをえない。なお、直接掲示物を撤去したのはK課長であるが、同人の職責に照らし、その不当労働行為の責任は被申立人が負うべきものと認める。」というわけで、省側に対して、これも陳謝の命令が出たのでございます。しかし、この点につきましては、私も、私どももいたしましては十分納得のできない点でございます。まあ納得のできない点につきまして、いろいろ申し上げたいと思っておりますが、時間がございませんで省くこととして、ともかく、省側といたしまして、この点は簡単に申し上げますと、御承知のように、局舎の管理権並びに施設の使用権というものは当然国有財産の管理権者でありますところの国が持つておるのでございまして、そのまた国から権限を委譲されておりますところの郵政大臣、それを受けまして郵政局長、郵便局長が持つております施設管理権につきましての完全な排他的な排除というものにつきましては、私も公労委の裁定の言うておるようには認めないのでございます。そういった点から、これも不服といたしまして、現在、裁判所に提訴いたしました係争中ということでござい

ます。つまり、結論といたしまして三点でございます。

救済命令のうち、一点は受理いたしましたことが、二点は依然として裁判で争っているということが言えるのでございます。

それから、なおもう一つございました。三十八年の年末の問題といたしまして、福岡中野並びに小倉、博多、この三局におきまして、組織介入があったという申し立てがございました。この点につきましては、省側といたしまして、最終陳述書を出しておる段階でございます。まだ公労委の結審に至っておりません。つまり、結論が出ておらないというのが実態でございます。以上申し上げました。

○森中守義君 個々の内容については、時間があれば少しお尋ねしますが、いまの根本的な問題としては、やはり今日に至る熊本労働関係というものは、先ほど申し上げた三十八年の簡保転賃債に一つの端を発している、そういうように私は見ています。もっと具体的に言いますと、すべて管理運営上という、いわば権限行使にすべてが集中されている。そのことがかえって硬直した状態になっているように思ふんですが、それで、両当事者ともこういう状態をさらに持続するということは適当でない、こういうことで、先ほど横川君からも質問がありましたように、現在の郵政局長着任と同時に、正確には三十八年の十二月でございますが、かね、あるいはちょっと時間的に誤差があるかわかりませんが、要するに、新任の郵政局長と地方本部委員長との間に、今後における九州管内の労働関係を正常化をしよう、それには組合みずから姿勢を正すべきである、あるいはまた、いまま少し改善、改革すべき点がある、そのことを率直に認めながら、その上に立って協議が進められております。私は、その内容を拝見して、双方責任者相互の真実を吐露した、しかも責任ある協議というものに非常に興味を持ちましたし、むしろ、そういうことが正確に約束づけられ、かつ実行されているならば、今回のような異常な状態は発生してない、こう思ふんです。それが守られていないところに問題がある。御参考までにちょっと申し上げておきます。

上げておきましょう。人事局長のほうに来ておりますか、その内容は。来ておればむだなことですから。それをちょっと聞いておきましょう。

○政府委員(倉山克己君) 先生が披露されました地本の委員長と郵政局長の文書交換については承知しております。ただ、郵政局長着任後、地本の委員長と会見をいたしました。お互い意見の交換をいたすことはございます。そういうときに当然両者におきまして、その管内におけるあるべき労働関係を合理化し、近代化し、従来の関係等につきましてもお互いの言い分があれば率直に吐露し合つて意見を交換することはございますので、たぶん、そのことではないかというぐあいに考える次第でございます。

○森中守義君 さっき私が三十八年と言ったのは、三十九年が正当のようですから、そのように訂正をします。これはひとり九州だけに関係することではなくて、むしろ、全国的にもこういう方向が望ましく、そう思いますので、少なくとも、簡保転賃債によって食い違った事案を正常に戻すために、かなり重要な内容を持った双方の意思疎通を中心としたものに聞いておいてください。なおまた、詳細は、速記録にももちろん出ることであります。読ましてもらいたい。「先日來郵政局長を含めた交渉の中で提起した九州地方における労働の紛争については、次により善処された。」、こういう申し出が地本側から行なわれて、一問一答の形式で約束が行なわれております。一つは、「九州における労働のいたずらな相互不信感を払拭するために積極的に努力された。」、これに對して郵政局長は、「了承する、いたずらな悪感情をなくし信頼し合えるように努めましょう。」。二番が、「勤務時間中の組合活動について極度なしめつけを改めよ。」、これに對して、「組合の役員をしておれば特に来客、電話等時間中でも用事があるだろう、来客と應對して話し中に就業云々は常識的に考えても失礼だ、申入の趣旨に沿って善処する。」。三番が、

「交渉、会見について、従来の便宜、恩恵的態度を改め、積極的に問題解決について仕事として対処すること。局長は、「了承する」。それから「交渉、会見は組合側からの申し入れの筋道ではなく、その必要にともなう、省側からも積極的に話し合いを申し込む姿勢をとること。局長が、「申し入れのとおりです。了承する、省側からも説明したいこと、理解して貰いたいこと、協力を得たいこと等当然積極的に話し合いを求めることとする。」、こう言っております。それから「交渉、会見及び事項ならびに説明員の拒否、規制を改めること。局長、「申し入れの趣旨について了承する。ただ組合も良識をもって悪用乱用がないようにされたい」。その次には、「問題の解決に当たっては、是非々の立場に立つて、公平妥当な決断とその指導を急速に行うこと。局長は、「了承する、特に熊本郵政局人事部長、管理課長等の決断と迅速な指導措置も当然だ。」、七番目は、全通労組結成以来の「全通労組否認、軽視、無視の是正と反動管理者の助長を排除されたい。」、これに対して局長は、「申し入れの趣旨に沿って郵政局内及び管内の指導を行い不信感をなくすよう努力する」。大体あとは個別のこと、

か、あるいは、そういうものを要請されているのか、その点を聞かしてもらいたいと思う。
○説明員(田中鎮雄君) ただいまの御質問、労務対策につきまして、特定の地域に特別な施策を講ずるというふうなことはいたしておりません。全国一様に扱うのが原則であり、たてまえでございませう。
○森中守義君 それからもう一つ、こういうことを申し上げておきたい。熊本郵政局で、ごく最近、職員、すなわち組合員に対して世論調査を行なったようです。これは六百五十名に意見を問うたわけですが、これに対して、二日間という短い期間で整理をしたので、回答が、六百五十名の中で三百十四名、これが中間的な集計になっている。この内容はこういうことですよ。職場の管理者が組合をよくめんどろを見てくれるか、あるいは敵視しているか、こういう問いに対して、二十四名の者が、組合を敵視していると、こういうことになっているようです。それから、組合運動に理解があるので非常にいいというものが九十七名。まじめ過ぎて融通がきかなくて困るというものが七十七名。管理者がワマン過ぎて困るというものが二十八名。それから管理者にかわってもらいたいという「管理者」というのは、これははなはだ固有の名前をあげて悪いと思いますが、管理課長の白井君のことを言っている。かわってもらいたいというものが十名。その次は、あなたは最近における郵政当局の労務政策についてどう思いますか、その内容は、締めつけがひど過ぎるといふものが百十六名。気遣いじみているといふものが四十三名。それほども感じないといふものが百三十八名。あたりまえだと思ふといふものが十四名。第三の問いである、組合に対する当局側の不当な介入についてどう思うか、この問いに対し、三十一名が不当介入が行なわれた事実を知っている、こういうふうに答えておられます。それから、七十八名の者が不当介入ではないかと思われるような節があると、こ

する者が四十名。局の介入が露骨で職場がおもしろくないとする者が二十一名。四番の、当局の不当介入に対し組合はどう対処すべきと思うか、この問いに対して、百三名の者が、郵政当局に嚴重に抗議すべきだ、こう答えている。三十五名の者が、労働委員会等に提訴すべきだと思ふ、こう答えている。それから、職場交渉をもつて強化すべきだといふものが九十六名。四十五名の者が、事実を明らかにして関係者は追放すべきである。大ざっぱに言つて、こういう世論調査の答えであります。もちろん、これは六百五十名への問いに対して三百十四名の答えですから、約半分を少し割っておりますが、この一事からしても、どう考えてみてもまともでないのです。ですから、そういうところ、今回の局長代理会あるいは主事会というものが方々に符節を同じくしてきたという事実に対して、割り切れないものを持つのは当然でないでしょうか。だから私は簡保転賃債以来非常に険悪な空気というものが九州管内には依然として存在している、これが一番、個々にどうやったら、こうやったらという問題よりも、そういう空気をどう転換をしていき、どう変えていくのか。人事局長の答弁によれば、あるいは事務次官の答弁によれば、特定の地域に特別な労務対策をとっている覚えはない、こういう答弁であれば、私の推論というものが誤っておれば、これはいつでも訂正いたします。しかし、おおむね簡保転賃債というものを一つの転機にして、異常な空気というものが九州管内にある。それがいまも継続している。こういう見方を私はしております。私のこういう見解に対してどういふようにお思いになりますか。

もしませんが、先ほど人事局長からも答弁いたしましたように、事件もあったというふうな状態、これは私もそういうふうな考えております。で、その後の動きは私も現地の確に見たわけではございませうが、そういう激しい動き、それにつきましても、むしろお互いに反省するといふような機運が出てきているのではないかと、そういうふうには受け取っております。
○森中守義君 組合側も、ここにあります書類を私もらってきまして、確かに数回にわたる責任者の会合等開いて、先ほど申し上げたように、やはり組合といえどもオールマイティーではない、いろいろやり方についても、もっともっと謙虚に反省する必要がある、こういうことで、すべての機関に数回にわたって指導文書を出している。しかも、それは郵政当局は、熊本の当局は知っております。ところが知っておりながら、そういう片一方の反省をしり目にかけられるようにして、どうも問題が次から次へ出されてくる、この辺に私は今回の一つのこじれた原因があるように思っている。しかも、確かに相互信頼ということが一体どうしてできないのか、この辺がきょう私がお尋ねする、あるいは、これから解決をはかっていくべき最大の問題だと思ふ。ところが、残念ながら、組合のほうからそういう反省をしていろいろやっていると、おもしろくない事件が次から次へと表に出て、その一つとしてこういうのがあります。郵政大学の入学試験の口頭試験の際に、郵政局のある人事担当の課長が、受験生、受験者である、ある普通局の主事に対して、こういうことを聞いた。今日の全通に対してどう思うか、それだけではない。すみやかに組合を脱退せよ、そうしなければ郵政大学に入る資格はない、こう言つたところ、こういうわけなんです。その人は特別、専門的な組合運動をやった人でも何でもありませんけれども、いやそれは私としてはできませんというところで、当人は断つた。試験の結果がどうであったか、その内容までは私は知りませんが、けれども、そういうことが具体的に日常の業務運行の

か、あるいは、そういうものを要請されているのか、その点を聞かしてもらいたいと思う。
○説明員(田中鎮雄君) ただいまの御質問、労務対策につきまして、特定の地域に特別な施策を講ずるというふうなことはいたしておりません。全国一様に扱うのが原則であり、たてまえでございませう。
○森中守義君 それからもう一つ、こういうことを申し上げておきたい。熊本郵政局で、ごく最近、職員、すなわち組合員に対して世論調査を行なったようです。これは六百五十名に意見を問うたわけですが、これに対して、二日間という短い期間で整理をしたので、回答が、六百五十名の中で三百十四名、これが中間的な集計になっている。この内容はこういうことですよ。職場の管理者が組合をよくめんどろを見てくれるか、あるいは敵視しているか、こういう問いに対して、二十四名の者が、組合を敵視していると、こういうことになっているようです。それから、組合運動に理解があるので非常にいいというものが九十七名。まじめ過ぎて融通がきかなくて困るというものが七十七名。管理者がワマン過ぎて困るというものが二十八名。それから管理者にかわってもらいたいという「管理者」というのは、これははなはだ固有の名前をあげて悪いと思いますが、管理課長の白井君のことを言っている。かわってもらいたいというものが十名。その次は、あなたは最近における郵政当局の労務政策についてどう思いますか、その内容は、締めつけがひど過ぎるといふものが百十六名。気遣いじみているといふものが四十三名。それほども感じないといふものが百三十八名。あたりまえだと思ふといふものが十四名。第三の問いである、組合に対する当局側の不当な介入についてどう思うか、この問いに対し、三十一名が不当介入が行なわれた事実を知っている、こういうふうに答えておられます。それから、七十八名の者が不当介入ではないかと思われるような節があると、こ

する者が四十名。局の介入が露骨で職場がおもしろくないとする者が二十一名。四番の、当局の不当介入に対し組合はどう対処すべきと思うか、この問いに対して、百三名の者が、郵政当局に嚴重に抗議すべきだ、こう答えている。三十五名の者が、労働委員会等に提訴すべきだと思ふ、こう答えている。それから、職場交渉をもつて強化すべきだといふものが九十六名。四十五名の者が、事実を明らかにして関係者は追放すべきである。大ざっぱに言つて、こういう世論調査の答えであります。もちろん、これは六百五十名への問いに対して三百十四名の答えですから、約半分を少し割っておりますが、この一事からしても、どう考えてみてもまともでないのです。ですから、そういうところ、今回の局長代理会あるいは主事会というものが方々に符節を同じくしてきたという事実に対して、割り切れないものを持つのは当然でないでしょうか。だから私は簡保転賃債以来非常に険悪な空気というものが九州管内には依然として存在している、これが一番、個々にどうやったら、こうやったらという問題よりも、そういう空気をどう転換をしていき、どう変えていくのか。人事局長の答弁によれば、あるいは事務次官の答弁によれば、特定の地域に特別な労務対策をとっている覚えはない、こういう答弁であれば、私の推論というものが誤っておれば、これはいつでも訂正いたします。しかし、おおむね簡保転賃債というものを一つの転機にして、異常な空気というものが九州管内にある。それがいまも継続している。こういう見方を私はしております。私のこういう見解に対してどういふようにお思いになりますか。

もしませんが、先ほど人事局長からも答弁いたしましたように、事件もあったというふうな状態、これは私もそういうふうな考えております。で、その後の動きは私も現地の確に見たわけではございませうが、そういう激しい動き、それにつきましても、むしろお互いに反省するといふような機運が出てきているのではないかと、そういうふうには受け取っております。
○森中守義君 組合側も、ここにあります書類を私もらってきまして、確かに数回にわたる責任者の会合等開いて、先ほど申し上げたように、やはり組合といえどもオールマイティーではない、いろいろやり方についても、もっともっと謙虚に反省する必要がある、こういうことで、すべての機関に数回にわたって指導文書を出している。しかも、それは郵政当局は、熊本の当局は知っております。ところが知っておりながら、そういう片一方の反省をしり目にかけられるようにして、どうも問題が次から次へ出されてくる、この辺に私は今回の一つのこじれた原因があるように思っている。しかも、確かに相互信頼ということが一体どうしてできないのか、この辺がきょう私がお尋ねする、あるいは、これから解決をはかっていくべき最大の問題だと思ふ。ところが、残念ながら、組合のほうからそういう反省をしていろいろやっていると、おもしろくない事件が次から次へと表に出て、その一つとしてこういうのがあります。郵政大学の入学試験の口頭試験の際に、郵政局のある人事担当の課長が、受験生、受験者である、ある普通局の主事に対して、こういうことを聞いた。今日の全通に対してどう思うか、それだけではない。すみやかに組合を脱退せよ、そうしなければ郵政大学に入る資格はない、こう言つたところ、こういうわけなんです。その人は特別、専門的な組合運動をやった人でも何でもありませんけれども、いやそれは私としてはできませんというところで、当人は断つた。試験の結果がどうであったか、その内容までは私は知りませんが、けれども、そういうことが具体的に日常の業務運行の

もしませんが、先ほど人事局長からも答弁いたしましたように、事件もあったというふうな状態、これは私もそういうふうな考えております。で、その後の動きは私も現地の確に見たわけではございませうが、そういう激しい動き、それにつきましても、むしろお互いに反省するといふような機運が出てきているのではないかと、そういうふうには受け取っております。
○森中守義君 組合側も、ここにあります書類を私もらってきまして、確かに数回にわたる責任者の会合等開いて、先ほど申し上げたように、やはり組合といえどもオールマイティーではない、いろいろやり方についても、もっともっと謙虚に反省する必要がある、こういうことで、すべての機関に数回にわたって指導文書を出している。しかも、それは郵政当局は、熊本の当局は知っております。ところが知っておりながら、そういう片一方の反省をしり目にかけられるようにして、どうも問題が次から次へ出されてくる、この辺に私は今回の一つのこじれた原因があるように思っている。しかも、確かに相互信頼ということが一体どうしてできないのか、この辺がきょう私がお尋ねする、あるいは、これから解決をはかっていくべき最大の問題だと思ふ。ところが、残念ながら、組合のほうからそういう反省をしていろいろやっていると、おもしろくない事件が次から次へと表に出て、その一つとしてこういうのがあります。郵政大学の入学試験の口頭試験の際に、郵政局のある人事担当の課長が、受験生、受験者である、ある普通局の主事に対して、こういうことを聞いた。今日の全通に対してどう思うか、それだけではない。すみやかに組合を脱退せよ、そうしなければ郵政大学に入る資格はない、こう言つたところ、こういうわけなんです。その人は特別、専門的な組合運動をやった人でも何でもありませんけれども、いやそれは私としてはできませんというところで、当人は断つた。試験の結果がどうであったか、その内容までは私は知りませんが、けれども、そういうことが具体的に日常の業務運行の

中にあらわれてきている。こういうことをどう思いますか。

○政府委員(曾山克巳君) 専門部の問題は、たまたま私のほうの所管でございまして、次官からお答えすべきかもしれませんが、なお詳細私、承知しておりますので、私からお答えさせていただきます。

ただいま御指摘のありました郵政大学校専門部第一科と申しておりますが、将来の管理者を養成いたしますために、並びにまた、現在の中間管理者を十分訓練いたしまして、近代化的な業務、業務管理方面につきまして長じた人物をつくるという目的でこの訓練をやっているわけでございす。それで、入学試験にあたりまして、試験官から、組合を脱退せよ、しからざれば入学させない、入所させない、入校させないということを申しした、こういうお話であります。私も、絶対にさようなこととはないと信じております。また、さようなことを申すはがございせん。と申しますのは、午前中も申上げましたように、組合の問題に介入するということは、ここにも教科書を持ってきておりますが、いかなる訓練にあたりまして、厳重に慎めということをごちからから積極的に申しておるくらいでございまして、そういう訓練にあたりまして、組合問題に対して一つの偏見を持たすような形で入れるようなことをしているはずがないと思うのでございす。

なお、先ほどお話がございましたので、ちょっとふえんして申し上げさせていただきますのでございす。九州の状況につきまして、いろいろとトラブルがあり、労使の関係に問題があったというこの原因について、先生は、三十八年の年末の簡保転賃のときから因しているというお話でございました。事務次官は、それだけではなくてその前からあったということをお答えされたと思ひます。私も事務次官のお答えのとおり、実はその前からあるというぐあい認識しておるのでございまして、午前中も答弁いたしましたように、その後、労使の協力によりまして改善されてきて、

現在におきましては、事務次官の当初の答弁のよう、何ら組合間の、あるいは労使間におきましての不正な関係はないのでございす。その証拠に、九州はかつて昭和三十五、六年から、御指摘になりました七、八年にかけまして、かなり業務——貯金、保険、郵便全般にわたって成績が悪うございましたが、それをみな相協力しまして、特に管理者——郵政局長以下熱心に指導いたしました結果、最近には実によく立ち直っております。それこれ考えましても、もし労使の関係が非常に不正なものであれば、そのような結果は私はないと考えるわけでございす。

それから、これは若干申し上げて恐縮でございすけれども、先生はいろいろとアンケートの結果こういうことだ、ああいうことだとおっしゃいましたけれども、私たち自身もアンケートをとりますと、必ずしもそういうような結果が出ておらないところがあるのでございす。また、なかなく、一つの原因としても、ここに加えられておりますけれども、九州地方におきまして特異な現象があちこちでございました。それは、たとえばほかの地区には全然見られない更衣時間——更衣時間と申しますのは着物を着かえる時間でございますが、制服に着かえる時間でございますけれども、勤務時間に入ってから制服を着かえるという運動がありましたのも、九州だけでございす。そのほか、先ほど先生御指摘になりましたオルグ排除につきまして救済命令の出した問題のときにも、公労委でも事実認定しておるのでございす。たとえば、ばかたれ、どこの馬の骨かというばり雑言が行なわれた場合も多々あったのでございす。そういうこと等を考えましても、その状況は、いま申しましたように、労使の正常化の形に直っておりますが、私はやはり原因というものはさようなところにもあったのじゃないか。したがって、中間管理者たちが特に職場規律を確保する、また、管理者としての意識をしっかりと持ち合うということで、午前中にも出ましたような、いろいろとお互いに自発的な形等によりまして相寄りまして、しっかりと管理者の意識を持つ、それによって正常化していこうというような決心を固めたというようにいま理解しておるわけでございます。

○森中守義君 その簡保転賃から始まったという見方をすべきか、あるいは、それ以前からという見方をすべきであるか、それはいいのです。どっちにしても、他の管内とは変わった状態であるということは確かなんです。じゃ、その原因が何かということをつきとめていくのが一つの大きな課題だと思ひますから、別に私は転賃に始まったのか、あるいは、それ以前であるのか、それにはあまりこだわりません。それで、いろいろこういう資料をあげているのは、正常じゃないぞということを主張したいために私は言っているわけです。

それで、いま一つ、正常でないということの理由をあげてみたいと思うのですが、横川君も午前中言っておりました、人事権を労務対策の中に絶えず、何といひましようか、引用する、たとえば現場の局長が、いや、どうもそれは自分のほうではそういうことは困る、それは言わないにして、少なくとも、管理課あたりの指示に対して、何がしかの反論なり意見を述べようとすると、姿勢が低い、徹底的にやれ、やらないと次は飛ばすぞ、こういうことが、私のみならず数名の議員がいろいろなところで聞いてきておる。いつ一体その管理課というのが人事課に変わったのか、まあ大体これはばかみいたいな話ですけども、まあそういうことがおむね九州管内に支配的な空気になるというところを私は否定できない、こういうふうに思っております。したがって、労務管理というものは、上司の指揮を仰いで仕事をやっていくのか、あるいは熊本ならば郵政局長、人事部長等の指揮を仰がないで直ちに本省と直結をして仕事をやっていくのか、その辺の事情、少し事務的なことですが、それとも明らかにしておいてもらいたいと思う。といいますのは、今回いろいろ責任者に意見を聞いてみますと、いやその事実はない、それを私は指揮した覚えはありません、やらした覚えはない、こういう返事が出る。ところが、やっていると、ほとんど管内共通に同じようなことがあるんです。それで、私ももう郵政局長や人事部長が知らないというのを、あれをやらした覚えがないというのを、なぜこんなことをやるんだらう、こういう疑問がやっぱり出てきます。だから郵政局長は適当に外交的な動き方をしながら、反面下僚に対してやらしているんじゃないかと、この疑問が一つある。そうでないとすれば、当該局における最高の責任者あるいは次の補佐官等を差し置いて、本省と直結をしていろいろやっているんじゃないか、こういう疑いも一つある。あるいは独自の立場で労務担当者がやっているんじゃないか、こういうことも疑わざるを得ません。今度おもしろいことを聞いてきました。「熊本郵政局の管理課などというものは憲兵隊ですよ」、こういう話が出ました。一体三つのうちのどれですか。まあこれは非常に具体的な問題です。それから、一応これならこれ、

「委員長退席 理事光村基助君着席」あれならあれという答えを出していただくことが、これから先のためにも非常にいいと思ひます。その点ひとつ率直にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(曾山克巳君) 人事の問題は人事局長が必ずやっておりますので、私から答弁させていただきます。人事権を乱用して不当労働行為を行なっておりますんじゃないかというお尋ねでございまして、午前中も申し上げましたように、さようなことをいたしましたれば、これは明らかに不当労働行為でございまして、私どもは決してさようなことを指導もしていませんし、またすべきはずもないと思っております。いわんや、ただいま具体的に御指摘のありました人事の中の、管理課が人事権につきまして——管理課には管理課の所掌事項があるわけではございまして、人事については人事課というものがございまして、したがって管理

課長がさようなことを申せる筋合いのものでもございませぬし、さような権限はないわけでございます。また先ほどいろいろお話のございました中で、いうならば反動といわれるような管理者でなければいけないというふうなお話でございますが、私がそういうことを言っているというお話でございますが、決してさようなことはございませぬで、ここにも持つてきておりますいろいろの労働管理について指導をいたします文書等におきまして、特にその点を気をつけましてよく指導をしております。反動といふことにつきまして、これは組合のほうから言うことがあるけれども、これは別に組合としては何ら深い意図を持って言っているのじゃない、反射的にことばはすみで言っていることが多いということを私も申しまして、ただこれに對しまして辟易して、ほんとうはなすべきことをなさないで労働者であつてはならぬから、そういうことをかきに言われても、勇気を持ってなすべきことは、あたりまえなことはいさかりやれという意味で、反動と言われても決して気にするなというところは、確かに申ししております。しかしそれはそういう意味でございまして、反動と言われてもかまわぬから、どんなやれやれというふうなことを申している意味では決してございませぬ。

それから第三の郵政局長が知らぬうちにいろいろ憲兵隊式な労働管理をやっておるんじゃないかというお話でございますが、これは申すまでもなく本省、郵政局、私も一体になりまして労働管理、人事管理をやっているつもりでございます。また熊本郵政局におきまして、郵政局長並びに人事部長、人事部長の配下の課長等は、十分郵政局長の意を体し、お互い挙局一致体制を組んで連絡をしながら人事管理、労働管理を進めてまいっておるものと確信しておる次第でございます。

○森中守義君 人事局長、いまの私の質問は、これは単なる私の推論でも推定でもない。一度これは調査してみたらどうですか。非常に重要なこと

です。少なくとも方々で管理課というのは憲兵隊だ、こういうふうな話が出ることをそれ自体が、やはり私は異常なものである、こういうふうに思ふのです。それで二、三、これまた具体的な実例をあげたいんですが、郵政局長あるいは公式な場所でも言ひましようが、郵政局長あるいは人事部長が知らないことをやったりやっております。そうすると、私も光村参議と二人でいろいろ問ひながら、一体これは本省と熊本の管理課が直通でいろいろしておるのか、あるいは郵政局長がやらせながら、表にはやらぬと言つて答えておるのか、あるいは熊本の管理だけが独自でやっておるのか、この三つのうちのどれに該当するのだらうというふうなことを今持ち帰つた一つの結論にしておる。それでおおむね明確に調査して答へが与えられると、もっとこれは変わった方向に進んでいくのじゃないか、こういうふうに思ひます。ですから、できるだけすみやかにその辺のことについては、当局としても早急に調査の必要がある、そう思ひます、その答えを私は後日この場所

で承りたい、こう思ふのですが、いかがですか。○政府委員(會山克己君) お尋ねは、本省と熊本が一致して先生のおっしゃいます労働管理をやっておるのか、それともいわゆる面従腹背的なことなのか、表面上は郵政局としてはやっておらぬ、やっておらぬと言ひながら、陰ではやっておるのかという意味での面従腹背的なことをやっておるのか、それとも第三番目に、熊本の全くの独走態勢かというお話でございますが、私は先ほど来申しておりますように、省一体として、全体として挙省一致、挙局一致体制でもって管理体制をしいておりますので、面従腹背というのではないと思ひます。ただ、先生があくまで郵政当局の本省の言ひ信用できないとおっしゃるのでございまして、そういう事実があるかどうかにつきましては、調査するのによさかではございませぬ。

○森中守義君 人事局長、答弁を信用するしないじゃない、そういうふうな思われると困る。私はここで大臣、事務次官、局長ですね、これはもう

そのままおっしゃつていただいたと思つて、そういうふうな聞いてるんです。あなたの方の答弁を信用しないから調べると言つてゐるのじゃない。調べてないから、一ぺんやってみたらどうかと、こういうことなんだから、そういうようにすりなり聞いてもらわなければ困ります。

○政府委員(會山克己君) おっしゃるとおりに調査をいたしたいと思ひます。

○森中守義君 それからいま一つお聞きしておきますが、保険あるいは貯金、郵便という各事業部門と管理課はどういう関係にありますか。平たく言うならば、各事業部門で――熊本の場合は――部長あるいは課長あるいは補佐や係長が、あれもこれもいろいろいろいろ計画を持っておるようすが、それを労働対策という名のものとしばしば制限を加へる、こういうことがあるようです。まあ私の同僚が課長をやつたり、あるいは係長をやつたりいろいろしてゐますから、非公式にそういうことがずいぶん耳に入ります。同時に組合側でもそういうことを言つておる。だから私はなるほど憲兵隊と言ふのはその辺にもある。ただ労働対策、労働管理それだけがすべてである、それが先ずすべきものだ、あと事業がどうあると、まずそのことが支配権あるいは指揮権を持つというふうな風潮が、かなり強いんじゃないですか。だから憲兵隊と言わなくても労働省じゃないかというふうなことも言えるのじゃないかと思ふのです。が、まあ元来、郵便、貯金、保険の三事業が郵政省の中心ですからね。しかし実際問題としてはそういうのがあまりにも多い、どう思ひますか。

○政府委員(會山克己君) 地方郵政局の人事管理課の職務権限等につきましては、先生すでに御案内のように、地方郵政局の組織規程で明文がございまして、これではつきりしておるわけでございます。それでそういうことを一々申し上げなくても御存じでございますので申し上げませんが、いま管理課として独立態勢ではないかということをおっしゃいました。しかし私は先生御指摘のように、決して労働管理だけがすべ

てのものを飛び出して先に行くということであるべきだと思つておりません。これは労働管理と業務管理は車の両輪でございます。これは並立しておるということにつきましては、先生と何ら意見を異にいたしません。ただ先ほど来申し上げておりますように、昭和三十五、六年以降の九州の実態の中で言うならば、そういう両輪が両輪として並行的に進んでおらないところがあったのでございませぬ。私どものことばで、申し上げますならば、いわば労働指揮権というものが完全に失われておる、あるいは非常にそこなわれておるというところにつきましては、これを指揮権を失つかりましたとして、局内における職場の秩序の維持ということをやらなければいけないのでございまして、それは業務各部に對しまして、具体的にそういう悪い労働慣行がある、あるいはこういう点はこういうように直していかなければならぬという権限は、当然人事管理課にあるわけでありませぬ。そういう点がたまたま組合側から見ましても、憲兵隊的であるというところになるかもしれませぬが、先ほど来申し上げておりますように、現地におきましては、熊本郵政局におきましても管理課は車の両輪としての意義を、十分わきまえて仕事をしておるものと存じておる次第であります。

○森中守義君 これもさっきのことと一緒に述べますが、私も設置法以下組織令、組織規程に至るまでそのとおりやつておれば、これは問題ない。やつておられないところに問題がある。だからいま人事局長の答弁のように、私もそのとおりであらうと思ふ。私もまたそれがあまりにも当然なことだと思ふ。しかし、そういう疑わしいこと、あるいはそういう疑心暗鬼の中に正常な労働の慣行が破られてゐるとか、あるいはまた各事業部門と労働関係とが正常な状態にない、あるいはまた人間関係すらもそういうことのために破壊をされてゐるといふ、こういう不幸な事態については、私は率直に現地に対する本省として、人事局長の言われるとおりの常態に復元をするような措置をとられて

しかるべきであらうと思ひますし、その事実を、これもさっきの事項と合わせて調査する御意思はありますか。

○政府委員(會山克己君) 先ほどの調査のお話のときに、先生からお話ございましたので、私も少しも、念のため調査するということをお願いしました。また、今回その憲兵隊の労務管理をやっておるかどうかということについても、調査しろというお話でございますので、さような事実は、ゆめゆめ私はないと思ひますけれども、先生の御納得のいくように、先ほど来申し上げました調査と合わせて調査することは、やぶさかでございます。

○森中守義君 約束の時間が参つたようですから、最後に大臣に御所見を伺っておきたいと思ひます。私もなかつたことをあつたと言つたり、しなかつたことをしたというほど、それほどおかしきはないと思ひます。やはり真実を追求したい。また事実を明らかにしたい、そういう気持ちなんです。したがって、いろいろものを見ること、あるいは判断をすることを何かに偏向したり、あるいは片寄つたそういう見方をすること、あるいは私にございせん。しかしながら、そういうきわめて中立的立場に立ちながら熊本の実情を客観的に見た場合、遺憾ながら、先ほど来約一時間におたりましてお尋ねを申し上げた内容等が存在するということ、大臣も率直に御認識をいただきたいと思ひます。しかし、いま私はにわかにかのこの答えをこの場で出そうなどという、そういうことは考えまされんければ、少なくとも正常な状態に帰らなければ、何と云つても機械で仕事をさせる事業じゃない、人を中心にした事業なんです。そうならば、労務政策を誤つたために、一番大事な人間関係が破壊されたり、あるいは絶えず憲兵隊が民衆を足げにしたようなそういう状態というものは、これまた今日の時代にふさわしいものでもございせんし、少なくとも長年熊本に存在をしている異常な状態というものを、具体的に何かの方法で転換をさせるというところが私は喫緊の急務だ、こう考へる。いまにわかにかのこの答えを出してほしいと思ひますが、一体どうすればいいのかわかる、あるいはどういう措置をおとりにならうとするのか、具体的なものでなくとも、一応大臣は、郵政の労務政策はかくであるという午前中のお答えもありましたから、それに尽きていられると思ひますけれども、全体的なもの、あるいは全体的なものに熊本の状態を引き上げていくために、どういう措置をおとりにならうとするか、この際御所見をお願いします。

○國務大臣(郡祐一君) いま森中さんのおっしゃいましたように、人を中心とした事業であります。したがって、その人を中心とした事業の正常円滑な運行をいたすために、何と申しましても、それにふさわしい労務管理というものが成り立つておらなければいけません。これは私も就任して以後、さつそく省内にもその旨は徹底しておるつもりであります。そのためには職員全体がそれぞれの良識と責任感というものがなければならぬ。もし、ですから失われているものがあれば、あるいはまだ至らないものがあれば、私はそれは向上させていかなければならぬと思ひます。正しい、中心になる労務管理の基本方針というのを堅持しながら、そうして今度また職員にも求めますところは、それにふさわしい、それに応じた、一挙にすべての人間が完全な良識を持ち、完全な責任を持つということにはまいらなにかもありません。ですから途中の段階でいろいろなことがあれば、それはよりよい、より正しいものに持つてまいりますための努力は続けてまいらなければいけないと思ひます。具体的にいろいろな一つ一つの問題に、見方のために、あるいはその間の誤解等も起こると思ひます。そうした点につきまして、よく私は調べるべきものは調べますが、もとになる正しいものと一段進んだ労務管理ができますように、ひとつつ努力を続けていきたいと思います。

○森中守義君 時間が来ましたので、いま大臣のお答えを最後に私は銘記しておきます。また、この種問題はきょうが終了ということでもございせんから、もう少し私のほうもいろいろ整備をして、次の機会にお尋ねをすることにいたしました。私の質問を終わります。

○理事(光村基助君) 私から二点お聞きしておきますが、この労務政策と郵便法と心中されるつもりですか、それをお伺いしておきます。

○國務大臣(郡祐一君) 業務というものは、これは郵便法の御審議の際にも当然出てまいらると思ひますが、業務というものの運行をやつてまいりますそのうらはらと申しますか、人事というものが非常なものと申すまいります。そういったことです。ならば、そのような意味合いでこれはもうすべての時代に、全郵政省の幹部が、労務管理というものの一つの大い重点を置いて行政をやつていくということに尽きると思ひます。

○理事(光村基助君) もう一つお伺いしますが、私はうまいことは言えませんが、人事管理を扱っている連中は、何か全通をちよつといじめれば、自分の出世になるように感じているけれども、事業当局は、事業の法案を通さなければならぬというところに一生懸命だろ、同じ郵政省の中でそういうらばらな考えでは、こういう重要な法案を審議しているときに、私はやり方はまずい、じゃないかと思ひます。私の考えをどうしろ、こうしろというようなことは言いませんが、少なくとも、こういう大きな法案を審議しているときには、ある程度労働組合を弾圧しようとなつた方は思つていても、やはり時期が悪いですよ、こういうときには。だから、そういう点もよく心得て労務政策というものをやつていただいたほうがいいんじゃないか、老練心ながら、ちよつと大臣に忠告を私にしておきたいと思ひます。腹が立つた、どんでん返答してもらつてけつこうです。

○國務大臣(郡祐一君) それでは御返事じやございせんが、私は正しく法律を守つてあらゆる面筋の通つた行政をしてまいらなければいかぬと思ひます。ただ、それからこれも私就任以来言っていることですが、どつちかに、幹部それ自身がなるべくかたわにならぬように、業務と人事両方はつきり、これはいまの御意見とちよつと違ふかもしれないが、私は個々の人間につきましては、幹部につきましても、両方をはつきりつかまえることができません、かつて弾圧などということに、したがって、かつて弾圧などということをおもつたこともございせんし、正常にして筋の通つた労務管理ができますようにいたしたいと思ひます。そういう意味合いで、これからひとつ十分御激励と御注意を喜んで承りたい。

○理事(光村基助君) 次に、郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は、順次御発言願ひます。

○白井勇君 郵便法改正につきまして若干お伺いをいたしたいと思ひますが、初めに誤解があるといけませんから、お断わり申し上げておきますが、私はやはり法令の定められたところによりまして、郵便の役務と申しますか、郵便の業務と申しますか、これを運行いたしたる上におきまして、料金の改定が必要であるということ、よくわかるのであります。ただ、私は全くこれは郵政関係はしろうとでございまして、郵政省の皆様方からは、しろうとは何を言っているのだというふうにいふも相手にされまされんけれども、しかし私ですら、いろいろ手があるんじゃないかと云うようないろいろの疑義を持つ点もあつた、この間十三日でありましたか、本会議場におきまして光村委員が質疑をされておりました御趣旨は、まことに私はこつとだ聞いておりました。総理も、光村さんはさすがに御出身が郵政省でありますから、専門的な御意見が出ておつて非常に敬意を表する、委員会において十分審議をしてもらいたいというふうなお話もありまして、そうだとしますと、やはり私たちが考へておるようなことも、一考を要するものがあるん

じやなろうかというふうなふうに考えますし、
こういう機会に国民の皆様は十分ひとつ疑義の点
は明らかにするということの意味合いにおきまし
てはつきりしてもらいたい。こう私思うのは、衆
議院におきましては、非常に長時間をかけたし
て議論を重ねられたようでありまして、大體了解
をつきます点は、速記録を拜見いたしましたし、重復
を避けたかと思いますが、ただやはり衆議院におき
ます御答弁だけでは、私はまだ納得いかないよ
うな点もありますので、そこあたりは多少重複
をするかと思いますが、そういう意味でひとつお
尋ねをいたしたいと思います。

まず最初に、私郵務局長さんに伺っておきたい
と思ひますことは、去年のいまごろから夏まで
にかけましての私たち家庭に對します郵便の配
達関係と、それから最近におきます模様とあま
りにも違つておられますが、これは一体どうい
うところに、そういう違いが出てきたのであるか
と、去年の四月以降だと私記憶をいたしておき
ますが、夏の終わりの間までの間に配達されて
郵便物というものは毎日毎日配達されるというこ
とはほとんどない。一週間のうちひどいときには
二度か三度しかないというふうな状態でありま
して、そういうふうな配達が定時に行なわれない
というだけではありません。私見ておりますと
いろいろの郵便物が着きまして、十円なり五円と
いうものを、ことごとくに取られた記憶を持っ
ておるのであります。去年もいま申しました期
間におきまして、いろいろな例がありますが、一
つの例を申し上げますと、私、山形ですけれど
も、たとえば、山形から参ります場合に、あの
大判の絵葉書は十円張っているのが普通なわけ
であります。それが五円張られまして一向平気
で入ってくる。そうかと思ひますと、都内から
配達される。局長の方が、白井さん速達です
と置いて置いた。それを見ますという

と、切手も張つてない。たまたまよく知り合ひの方
でありますから、それを尋ねてみますという、
百二十円納めまして出したんだ、こういうのであ
ります。それらの点を見ておられますという、一
た配達されぬというだけではない、行な
われないのかというふうな、非常に私は疑義
を當時持ったのであります。ところが、八月の末
ごろから、私ちょっと一カ月ばかりのすしたの
あります。そのころから少しづつ常態に服して
きておると言っておりますが、現在におきまして
は、御承知かもしれませんが、私たちのと
ころは毎日毎日十時から十一時の間に一回、それ
から二時から三時の間に一回、一日二回ずつと配
達が續いておられます。それから私たちの関係して
おりますたとえば公報の配達、これを見ておりま
しても、従来はなかなか早くは配達されなかつた
のであります。配達されまして、ただポストに
入れていく、そういう至つて不親切なような扱い
でありましたが、最近におきましては、少なくとも
八時十分前—十分前ではあります、八分前ぐ
らいまでに大體来ておられます。その前は大體八時
半でありましたから、最近は大體八時五十分ま
した七、八分ぐらゐ前に入つておる。しかも「白
井さん、公報です」というようなかけ声をかけま
して置いていくというふうなことであります。ま
ことにこれは雲泥の差なんですね。これは一
体どういふところにその原因があるのかというこ
とを、私は非常に不思議に思つておるのでありま
すが、これは私の家だけでなしに、近所を聞いて
みましても、大體それに似たような状態の変化だ
というんですね。これはどういふふうにおとりに
なつていらつしやいますか。

○政府委員(長田裕二君) 国会の委員会の場にお
きまして、ただいまのようなお話を伺うことがで
きましたのは、非常にたいへん久しぶりのことで、
感慨深く伺つたわけです。現在の状態、まだ私
も十分だとは思つておりません。現にあまりいま
までよくありませんでした東京を中心とする地域

をとつてみましても、まだ数局思わしくないとい
うような局も見受けられますし、全国的に見ま
しても、好ましくない局がなお数局東京以外でもあ
るような状態でございます。大臣のもと、これ
の正常化に努力していただけてございまして、た
だ、ただいまお話を伺いましたことにつきまして、
いろいろ思いめぐらしてみますと、一面では昭和
三十五年ごろから努力してまいりました定員関
係あるいは局舎関係、その他局内の器材の整備等
が、だんだん軌道に乗つてきておると申しますの
が現状でございます。たとえば昨年度東京都内に
おきまして八百二十九人の増員をいたしておるわ
けでございます。一昨年につきましては、ほぼ同様
でございます。一昨年—その前あたりはもう
少し人数があるいは多かつたかも知れないぐら
いでございまして、こういう人たちが非常に未熟
でございまして、新規採用の比重が局内で非常に
高い、相当未熟な人たちの比率が多かつたのが、
だんだんその人たちがある程度なれてまいつて、
頭数も相当十分になつてきたというふうなことで
ございまして、局舎につきましても、これは東京近
郊地帯でございますが、局舎の新設あるいは新
築、増築等が相当進んでまいつてきております。

そのほか運送便等も、全体の郵便物の増加ある
いは交通難等時間がわりあひにかかること等に
対応いたしまして、増便とか車種の引き上げ等も
やつております。そういうふうな、あるいは機動
車がだんだん増備されてきておるというふうなこ
とも、相当数年引き続いておるわけでございます
し、また昨年にございましては、二方面別ポストを
東京都内に九百本あまり置きまして、極力作業の
第一段階をある程度省略し得るというふうなこと
にもなつておるわけでございます。こういうよう
なことが施設面といたしましては大體中心になり
まして、逐次成果があつてきた。それから、実
は昨年はちょうど四月早々学校卒業生が相当大
量に各局に配属されました直後に、ボカ休が東京都内
数局にわたつて行なわれまして、局へ採用されて
印象もなまなましいところに、ぱつと休んで仕事を

はうり出してしまふというふうなことなど、立ち
上がりぎわにあまり好ましくないような事柄が起
こつたりしたことなども、あとのことに大きく影
響したかと思われましますけれども、まあ時勢もこ
ういふようにだんだんおさまつてまいりまして、一
般的な風潮として、作業には自然にまじりつくと
いうこともございまして、また内部でも勤勞意欲を
起こさせるような訓練も相当行なつておるという
ようなこともございまして、それから実は昨年から
業務の正常化、正規の取り扱いの運動を、これは
ずいぶん久しぶりに展開いたしました。施設面の
十分でないというふうなことがありまして、
郵便の仕事をつかり正規どおりに行ふ、あるい
は郵便物を郵便物らしく大事に扱うということに
ついても意識をふるい起こさせるという運動を、
久しくあまり展開してありませんでしたが、昨年
度から相当強力に現場で月間運動、今月は何を中
心にしてやる、今月は何を中心にしてやるという
ようなことで展開してまいりましたことなども、
効果をあげてまいつたのではないかと、いふふう
に考へております。今後一そう施設面あるいは職員
の訓練等に意を注ぎまして、業務の正常化をさら
にはかつてまいりたいと存じます。

○白井勇君 いろいろお話をいたしましたけれども、
あまりにも大きな変化なんです。ですから、い
まおっしゃつたようなそれぞれの関係があるわけ
であります。人もわずかに四月から十二名ふえた
だけで、何にもそれほど増員があつて能率があつ
ていふとも考えられないわけですね。それから機
具器材にいたつて、それはどう変化があるわけじや
ありませんし、局舎も最近増築したわけでも何で
ない、そういうものはほとんど変わつてないわけ
です。それなのに何かかわらず、先ほど申し上
げたようなあまりにも大きな変化です。これは
はたどういふところにあるのかということ、よ
くひとつ御検討されましてみる必要があるんじや
なからうかという私、氣を持っておるのです。自
分ながらあまりにもふしぎなものですから、これ

はどういうふうに分析していらっしゃるかということをお尋ねをしたわけです。

そこで、私今度の改正に関連をいたしまして、まず最初に承りたいと思ふことは、私の知っている限りにおきましては、郵便の現業業務と申しまするか、役務と申しますか、これはよく言われておりますとおり、非常にまあ人件費が大部分の關係もあるわけでありまして、現業としては必ずしも近代化されないということをよく言われているわけでありまして、郵政御当局におきましては、申し上げるまでもなしに、三十九年一月二十七日に一応郵政審議会に、郵政事業の経営の近代化につきまして諮問をされまして、三十九年の十一月の十七日に答申を得ておりますね。内容は御承知のとおりで、大きく分けますと大体八項目ばかりになっておるわけでありまして、けれども、これに對しまして、その後郵政省におきましては、この答申の扱いにつきまして、どういうふうな扱っていらっしゃるのか、その点をひとつ。

○政府委員(長田裕二君) 一昨年の初めに、郵政審議会に郵便事業の近代化につきまして諮問いたしました。と申しますのは、郵便物が年々数億通づつふえてまいっておりますが、これが大都會を中心としております。都會の膨張に伴って、いろいろ仕事のやりにくい面が、交通難その他出てまいります。労働力の需給状況もだいぶ逼迫してまい、あるいはまた航空機その他の交通機関がだんだん発達している、こういうような情勢で、今後の郵便を円滑にやっていくには、どうしたらいいかということで、郵政審議会に諮問したわけでございます。お話しのとおり、十一月の十七日に答申をいただきました。以後郵政省の施策は大体この答申の線に沿って、この答申を実現するという方向でやっております。この答申でございまして、その中には、予算だけで済むものもございまして、法律改正を必要とするものもございまして、予算につきましては、予算要求、その実現等につきまして、なお法律改正を要するものにつきましては、

今回の法律改正案の中に相当盛り込んだものもございまして。

その内容を少しく分けて申し上げますと、あの答申の一つの中心は、郵便の種類体系の整理と制度の合理化であるかと思うのでございまして、これにつきましては、今回の法律改正におきまして、料金体系の改正その他制度の合理化につきまして、たとえば一種と五種の統合とか、あるいは學術雑誌の第四種への新設とか、農産物種苗の整理とか、あるいは書籍を内容とする小包について新しい別の扱い方を設ける、そういうようなことを、今回の法律改正案の中にできるだけ織り込んだ次第でございまして。

それから、あの答申の内容の第二の点は、料金決定の基準を明確化するということであつたかと思うのでございまして、これにつきましては、基準そのものを法定することはまだ差し控えてございまして、もう少し検討したいと思つておりますけれども、幾つかの料金の決定につきまして、たとえば定形と非定形の料金のつけ方、あるいはまたその他につきまして、大体答申の趣旨に沿つてきていますのでございまして、なお三種の料金等につきましては、私どもはその方向には進んでまいりましたが、まだ答申の幅どおりにはまいておりません。方向としては、答申の方向を尊重しつつ、いままでのいきさつ等もありまして、逐次これを実現していくという考え方をとつたわけでございます。

第三点の郵便の送達速度の安定と翌日配達の達成につきましては、実は通信を目的といたしまして郵便の翌日配達を目標といたしまして、また鉄道の輸送方式の改革、たとえば旅客列車から手荷物、小荷物郵便車等をだんだんはずしていくという傾向に伴いまして、遠距離あての郵便物の航空輸送の拡大、あるいは近距離あての郵便物の自動車輸送の充実等を検討中でございまして、四十一年度の予算要求におきましても、その方向に相当進んでいるわけでございます。

して審査期間、認可申請がありました際の審査期間の延長、これは今度の改正法律案の中に織り込んでございまして、審査基準の明確化につきましても、法律で定めるところまでまだまいっておりませんが、従来内規で運用しておりましたものを、これを省令に規定するというものを、ただいま取り運び中——これはまだ法律が決定いたしましたからのごときでございますが、大体そういう動きで取り運び中でございます。なお答申にございまして有効期間の設定や、三種の料金内容が少し変わった三つの料金じやなくしてしまふといううな面などにつきましては、もう少し検討いたしたいというふうに考えているわけでございます。

答申の内容の第五点、局内作業の機械化につきましては、窓口引き受け、選別——郵便の定形、非定形の選別、取りそろえ、証印、把束等の機械化は、逐次実施してまいっております。特に今年度からは、区分作業の機械化のために——失礼しました。前年度も少しやっております。本年度は特に区分作業の機械化のために、自動読み取り機等の研究開発を、相当積極的に進めるべく努力いたしているわけでございます。また大都市の大量の郵便物を処理いたしますために、東京都内に小包専門の二局、大型郵便物の専門局一局を建設中でございまして、その他神奈川県、神戸中央郵便局等数局、かなり大きな規模の局を建設を進めておりますが、これらの大局にはそれぞれ搬送設備、小包区分機等を施設いたしまして、能率をあげることにいたしております。郵政審議会の中に技術専門委員会を昨年から設けて、いろいろ郵便事業の機械化等につきまして、貴重な意見を賜つていらっしゃるわけでございます。

第六の郵便物の規格化につきましては、事業近代化の有効な分野であります局内作業の機械化の前提といたしまして、郵便物の規格化を取り進めております。この郵便物の規格化は、御承知のように昭和三十一年の十月から始まりまして、封筒の大きさ、それから紙の質等についてだんだん取り進められてきているわけでございますが、今年二

月に至りましては、従来無限といわれますほどの種類がありました封筒が、大体十五種類ぐらいにまで縮められておりますし、なお今後も相当積極的な動きをしていくわけでございます。

第七の郵便番号につきましては、これはまだ実施の運びには至っておりませんが、内部的には配達局あての番号の付定等が、ほぼ作業が終つております。実施につきましては、自動読み取り装置の開発状況ともならみあわせて、実施してまいりたい、現在慎重に検討中でございます。答申にございまして第八、郵便外務員の雇用難対策につきましては、昭和三十一年以降外務員の特殊性を考慮いたしまして、俸給の調整を設けました。内勤との間に、基本給におきまして普通局では大体五百円、特定局で三百円ぐらいの——失礼しました。内勤との間ではございせん、内勤との間にはそれ以前から千四百円程度の差が設けられておりました。さらに郵便の外勤だけにございまして五百円程度の調整をいたしまして、三十九年くらいにいたしたほか、区分手当、道順組み立て手当とかそういうようなものを、職員に對して支給してきているわけでございます。また職員の宿舍につきましても、これは昭和三十一年、八年ごろからだんだんその規模を拡大いたしております。四十一年度におきましては、先般の予算の内容にも大都會を中心として三千四百人分の建設することになっております。そのほか、優良外務員の海外あるいは国内視察等のことなども、だんだん始めております。被服の改良等も非常に進められてきている次第でございます。まだいずれも十分とは申しかねまして、私どもさらにまた今後改善には努力してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

第九、住居表示制度につきましては、三十一年の五月法実施以来自治省に協力いたし、あるいはまた地方におきまして協力会の結成等にインシアティブをとりまして、地方自治体がこの問題に積極的に取り組み、さらにどんどん進めてまいっているように努力をしているわけでございます。これにつき

広告を配るようなことをやって、そういうことを公務員として誇りを持って一体やれるのかと、それに対して、一体人事管理というものは、どういうふうにあなた方御指導されるのか、非常に私は疑義を持つのですが、どういうことになりますかな。

○政府委員(長田裕二君)　ダイレクトメールと呼ばれますものの中にもいろいろございます。やはり信書のような形、あるいは完全な信書になっているようなものもございまして、ダイレクトメール全体を信書でないと規定するわけにもなかなかまいりません。非常にその限界というものは、明らかでなくなってきたているわけでございます。で、いまお話しの方にしまして、今度の一つ、五種統合の趣旨を少し申させていただきますと、ただいまの五種は、ある意味では相当優遇を受けております。信書の送達が郵便の本質だということから、現在の一種は、これはまあ信書に限りませんで、密封したものは全部一種になっております。

すけれども、比較的高い料金をつける。これに反しまして印刷物ということで主として送っておりまして、まあその他のものもありますが、五種のほうは安い料金をつけておりまして、むしろ何と云いますか、経済活動を活発にする、奨励するといった意味からか、あるいは一種を送る手段を使つて副業的にやれるから安くてもいいという理由からか、相当安い料金がきめられてありまして、それから、相応しい内容が信書でないと、筆書した書状でなければ、いまの一種は筆書した書状でございませう。筆書した書状でないかどうかということを見分けるために、開き封にして、開封にしてあるわけでありまして、料金を安くするそのきめたとおりの内容であるかどうかを見るようにということ、で開封にしてあります。そのために、現在開封であるということ、それから料金が比較的目方の重いものでも安くしてあるということからしまして、

かさが非常に大きくなる、非常にはなやかな、はでなかつこうになって出てまいります。出てきました上で、いわば大事な筆書した書状のよ

うなものがある間にはさまつてしまつて、あるいはなかなか機械化が困難だ、運送、配達にしてもたくさん持ちにくいという現象が起つてまいりまして、最近の郵便の運行難の一つの原因は、現在のままのような五種がそのまま残つてゐることにあるという感じが相当するわけでございます。今後の郵便を相当能率よく運行してまいりますためには、一つは機械化等の傾向も込めまして、相当手作業でも能率よくいき、また機械化にも乗り得るような郵便物に全体として何とか持つていきたいということが一つ、それから開封等になりまして、いろいろお互いに郵便物がはさまり合つたり、あるいは、同じうちあてのものならよろしいわけですが、いろいろそのうちあてのものの中に入つたりしまして、誤送、誤配達等の原因にもなつてゐることもないようにしてまいりたい、そういうようなことが今回の一種、五種統合の大きな趣旨でございます。で、お話しのように、その結果、筆書した書状と、そうでない単なる印刷物とが、しかも相当むだにもなつてゐるような、また世間の人からじゃまといふいろいろ言われて、受け取り人からもじゃま扱いをされるようなものが一緒に扱いを受けるということにつきましましては、確かにお説のような考え方も内部にもないわけではございませんけれども、結局、今後郵便をよくするために、総体として扱いやすく、スピードをあげていくということを中心にしたしまして、その中で、相当大量に持つて、筆書した書状と少しく縁の遠いようなものにつきましては、割り引き制度等によりまして、あまり従来の五種が、筆書した書状、信書の送達といふもののじゃまにならない、そういうような形で緩和しつつ、先ほど申し上げました全体の能率をあげていくということ以外に道はまずないというふうな判断から、今回の改正をお願いしてゐるわけでございます。

○白井勇君 同じことを繰り返すようですけれどもね。結局、そうしますと、この近代化の場合の答申のあれですね。「第一に、従来の制度に思ひ切つた検討を加え、本来の通信を優先的に処理しうらう」という、本来の通信を優先的に処理し得るよう現在の通常郵便物の種類体系というものは改正しなければならぬと、こういうことを言つてゐるわけですね。これを見ますと、やっぱり本来の通信といふものは、いわゆる信書というふうなものを優先的に処理するようになつてほしいやうなものを優先的に処理するようになつてほしいやうなものと区別をしないといふことを言つてゐるんじゃないかと思うのです。しかし、いまのお話を聞くと、それはいきません、とりあえず一緒にしてできるだけ今度のワタにはめていって同じように扱つていくんだ、こういうことのようにすけれども、それで将来いいものかどうか。たとえば私はなぜこういうことをしつこく申し上げるかといふと、とにかく先ほど申し上げましたように、実際配つて歩きますのは公務員です。それがデパートやら、商店の何の必要も、意味もないやうなものを――極端な言い方をしますと、あまり価値のないやうなものを、これが普通郵便物に依存することはわかるんですけれども、新聞もあり、テレビもラジオもある世の中において、それを公務員である者が広告を配つて歩く、しかもわれわれの家庭にきまつた場合を考えますと、もう六、七割、七割ぐらいのものはそういうものです。そういうところを迂りをもつて一体おまえら職務に忠実にやれといふことは、どうして指導できるか、非常に疑義を持つんです。たとえばこの間も浅草かどうかで、迷つた郵便物を供養をやつたんですが、これは新聞ですからそれとおろしやつたのかどうか知りませんが、どんな郵便物でも、一つのはがきであるやうが、手紙であるやうが、人間と同様に扱ふところがあることなんです。われわれ聞いてまことに非常識な表現だと思つたのですよ、精神はわかりませんが、人事管理でそういうことができるかどうかといふことを、私たちはまず考えるんです。ここあたりは、あまり問題なしにやれる見通しはあるんですか。

○政府委員(長田裕二君) 郵政審議会の近代化の答申で、本来の通信の送達が十分できるようにといふことがうたつてありますことは、おことばのとおりでございます。実は筆書した書状あるいは印刷書状等について見ますと、筆書した書状につきましては、ほとんど九九％が五十グラム以内でございまして、印刷書状につきましても、これには添付物などもあつて必ずしもそうはまいりませんが、その圧倒的の大部分はみんな五十グラム以下でございまして、そこでお、ダイレクトメール等につきましましては現状で見ますと、五十グラム以下のもの、相当大型のはなやかなものが相当あるわけでございます。そこで、先ほど申し上げました一種と五種とを統合いたしました、まず五十グラム以下で手作業でも取り扱えますし、機械にも乗りやすいという、今度の法律によりましていけば定形郵便物という表現を使つておりますけれども、その範囲内にありますものにつきましては料金も比較的安い、それから優先的な送達もある、飛行機のあるところは航空搭載もある、私どもそういうふうな行き方といたします。そこで郵便物全体の中では、本来の通信は料金も比較的安く、送達についても相当優先的に扱えるといふこと、答申の趣旨は私もまずまず、ほぼ十分に貫徹されると思つてゐるわけでございます。問題点は、いまのままでしたら、いまのような大型のままでしたら、これは優先扱いにもならない、料金も高いといふことになりまして、答申どおりにまいりますが、そういうものが現在五十グラム以上あるいは非定形のもの、料金改正、法律改正に伴ひまして、定形化されて、その量がぐくなくなつて結果的に定形と二種、いわゆる高等信とわれわれ内部で申しておりますが、優先的に扱わなければならない内容のものと一緒にしまして、総体としてその速度なり何なりを落とすことにならないか、そういうことが今回の改正した一つの問題点であらうかと考えております。それにつきましては、先ほど申し上げました割引制度、利用者、差出人の協力を得ることによりましてそういう大量の郵便物が本来の通信の送達に支障をきたさないやうな制度を一方では設けております。しかし、それでも

なおかつ十分かどうかという点もございしますが、これらにつきましては、要員の配置、機材の配備等につきまして十分気をつけまして、お話しのような、本来の通信の送達と一緒にして悪影響を及ぼし、それが阻害されるといふことのないやうに気をつけてまいりたいといふふうに考えております。

○白井勇君 私は先ほど申しましたやうな気持ちでありますけれども、よほどその点は将来とも御検討願ひませんという、なかなか人事管理上からいへんなことにならうかという感じを私は持つております。

その次に、これは衆議院でもずいぶん問題になつたところのやうであります、これは私全くしろうとですから、大臣によくお教え願ひたいんですが、郵便法の第一条に「安い料金」といふのと、いわゆる特別会計法の「企業の経営」をすゑるといふやうなこと、あるいはまた独立採算制であるとか、いろいろそういう関連からいたしました、これは郵便事業といふのは、どこまでも収支償なつていくのがたてまえだといふやうなお気持ちはよくわかりますけれども、これは今度の答申にもありますとおり、郵政審議会におきまして、一般会計から第三種関係の赤字は補てんしたかどうかといふやうなことも、いろいろ問題になつたやうですが、いろいろ関係からこの際はそれは見合せて、やはり第三種は原価に近いものでやれるやうにといふことで相当の値上げの答申をされたわけでありまして、どうも私いろいろ考えてみまして、この郵政事業特別会計法に「企業の」云々といふところがあるから、一般会計からこれはたてまえとして入れることはできないのだといふふうな――今回は別として、将来の問題として、私の伺つてゐるのは、そうかたく考えられする必要もないんじゃないかという気もするわけなんです。ことに郵便法におきましては、ほかの法律にはないんですね、何といひますか「安い料金」、普通は公正妥当とかあるいは合理的な料金といふやうなことが通常使われてゐるわけですから

ません。しかしそれ以外のものについては、将来の問題として三種の料金の問題もございましょうけれども、まずまず、三種についての直接経費を割っておりますのは、これはいろいろ御議論もございましょうが、文化的な意味も十分あることであります。そういたしますと、それを補う総括原価主義、まあ企業の経営ということばを、私は郵政事業特別会計法にいうときの企業という意味と、それからそれぞれの公社法にしております企業という意味、これにはだいぶ違いがあるうと思ひます。ただし、私どもかねがね申し上げておりますように、まずまずいまのところでは、独立採算制というワク内ということ、そういう均一した料金であつて、しかもまかなえられる限りはできるだけ安い料金でという方針を堅持して、一応立案をいたしたというぐあいに御理解いただきたいと思ひます。

○白井勇君　その次に私伺つてみたいと思ひますのは、今回の料金改正のねらいというのは、大臣の趣旨説明によりますと、一つは郵便事業の円滑なる運営に要する財源を確保するために、郵便料金の改正をするということが一点、業務の能率化を進めるために郵便物の種類体系等を整理するということが二点。もう一つは、利用者に対するサービス改善のために所要の規定を改正をする、こういう三つの大きいねらいがあるわけであります。そのうちで私先ほど多少話が出ましたが、業務の能率化のために郵便物の種類体系の整理ですね、これは私今固定形非固定形ですか、というふうに仕分けをしたけれども、郵政省としては相当思ひ切つた措置のように聞いておりますけれども、しかし私たちしろから見ますと、定形というのは非常に幅のあるものなんです、一つのものにしたらどうかということを申しますというところ、そんなことは一挙にできるものではありませんと一蹴されますけれども、やはりこれは定形というの幅があるというもののじゃ、これはもう機械化その他におきましても私はできようはずがないと思ふのです。ことしもこれから、話が出たけれど

も、機械化につきましてもいろいろ資料も出ておりますけれども、機械化するには、やはりまず規格というものをできるだけ簡易化する、そういうことが何よりも肝要なわけでありまして、せっかく設けた定形というものが一つの幅がある、こういうことでは、どうもなまはんかなものじゃないかというのをしじみ思いうわけです。もちろん全体的にも法律を改正をしまして、長さ、幅重量等も制限を加えてはおりますけれども、あまりにも私はなまぬるいという感じをさせるを得ないのです、しかも非常に残念だと思えます。これは、たとえてみれば、従来ありました簡易手紙というようなもの、審議会におきましては、これは現行にともかくべきものであるというやうな、まことにものともなこまい配慮のある答申であつたと思う。それを一挙にはかと同じように十五円にした。いかにもそれは紙代だけはどうにかつていこうけれども、差があるということにもなりましようけれども、せめてああいふものでも残しておいて、簡易化をはかつていくというやうなことが妥当ではなかつたかと思うのです。もう一つは、一種に定形、非定形というものを設けた以上、二種においてもそういうものを扱うべきではなかつたかということです、なぜ設けなかつたかと思うのです。官製はがきというものは、それは規格もきつてありますけれども、そのほか、いま使われております絵はがきにいたしまして、相当大小がありますけれども、現在五円のものに十円張りすれば、これは大型のものも出る。そういうのは何も普通はがきと同じやうな料金でなくてもいい。絵はがきなんていうものは、それは適当な、十円でいいのかわか知りませんけれども、そういう割り高な料金を取るというやうなところ、定形、非定形の意味があるのじゃないかという感じがするのです。これは私の意見も加わりましたことに申しわけないのですけれども、さらに小包にいたしまして、従来事務当局にも話を申し上げましたけれども、さっぱり相手にされませんが、一つのやっぱり

ケース的なものをつくって、第一種、二種とかあるいはその倍数とか、四種ぐらいとかいうやうなふうにして、かきり形の整つたものにすべきものであるというのが私の考え方であり、また昨年の十二月九日の答申にもありますやうな、いわゆる規格化あるいは種類体系の整備というやうなことにしましては、非常に私はなまぬるいというやうな感じがしてしうがないのですが、これは今後もう少し積極的に進めようなお考えがないものなのか、せいぜいこれでもいいのだという御判断なのか、これはどういふものですか。

○政府委員(長田裕二君) 今度新しくきめました一種の定形郵便物、相当の幅できめておりますが、これをさらに狭くしないかというお話並びにはがきが私製はがき等で相当の幅がきめられてゐる。これももつと一種類なら一種類、官製はがきの大きさを大きくすべきではないか。それに関連しまして、簡易手紙等も料金も据置いて規格化の答申に沿うべきではないか。あるいは小包につきまして、ケースのやうなものに入れて、せいぜい四種類ぐらいに制限したほうが能率もあがつてよろしいのではないかと御意見でございします。仰せのやうに、規格の種類が非常に少なくなりまして、一種類になりまして、しかもその大きさが手作業や機械化に一番便利なところで一種類になれば、事業を取り運んでいく面で能率もあがりやすいわけでございます、事業に携わっておる者といまして、ただいまの御意見はたいへんありがたく感ずるところでございます。ただ、御存じのやうに、いままで郵便の幅、たとえば最大限最小限にしまして、相当の幅がございました。これを今回最小限を上げ最大限を下げる。その中でまたさらに区切りまして、一種につきまして定形の幅をきめていくというところでございます。従来郵便を非常に自由に利用しておりました利用者の側から見ますと、相当ある意味では不便を感ずるというやうなことでございしますので、私もといたしましては、内部で相当能率を

あげていく上の要請と、利用者の非常に多種多様にわたりました利用形態を少し御不自由願うということの調和を、どこかに求めていくかというところかと存じます。一種類にいたしますことで非常に能率があがる機械などでも、ほとんど決定的な、一種類にすればはかの一定の幅のものを扱うよりも格段の能率の違う機械が出るというやうな段階になりますならば、引き受けから局内の作業等を完了しますまでの間に、そういう機械が各段階について出てくる規格を、一種類にするか幅を持たせるかというこの違いというものが、決定的な違いになるというやうな段階には、あらためてお願いをしなければならぬのではないかとこのやうに考えますが、現在はまだ機械の面でもそこまで立ち至っておりませんし、一方利用者の方々には、従来の多種多様なあれを、ある程度今回は幅を狭めてお願いするというやうなわけでございます、現在の段階ではこの程度のところが必要ではないかというやうに考えたわけでございます。このたびの簡易手紙を変えまして郵便書簡とするわけでございますが、それも、先生のお話の御趣旨のやうな線に沿ひまして、今度の官製はがきと同じやうな姿にすることにしております。小包の機械化は現在まだ京都中央郵便局などでやつてゐるのと東京都内の専門局にも置いてありますが、自動区分機におきまして、まだ一種類あるいは四種類、数種類のようなものでなければ非常に能率が違うところまでまだまいておりません。当面大きさを制限するというところまでまいりたいというやうに考えているわけでございます。

○白井勇君 その次に改正のもう一つの目的でありました利用者に対するサービス改善、これは従来いろいろ委員会でも説明されたところによりまして、たとえば、大量差し出し人の区分の協力者には料金を割り引くとか、あるいは学術刊行物の書籍の低料割引を引きをすとか、書き損じ郵便はがきを交換するとか、各種の書籍会社、印刷業者だとかいうものに対するサービスの改善であつて、国民大衆に対するサービスの改善をするというものは、ほとんどないじゃないかというやうな感じを受けたのです。きょう初めて資料をいただいたのですが、東京、大阪を中心としまして、これから改定案どおりいきますれば、こういうやうに翌日配達というものが可能性のあるということを示されたわけですから、そうしますと、これはこの委員会を通じて国民に約束をされます責任ある資料になるわけですか。

○政府委員(長田裕二君) お手元へ配付いたしました現在の標準送達速度、それから今度航空機搭載を十月一日からに予定しておりますが、航空機搭載をいたしました場合に、前日の夕方までに出されまして翌日中には配達できるというところをいたしましたもの、それは私も十月一日からぜひとも実現したいと考えております。相当具体的な身近な目標でございします。それを実現するように施設、要員その他万般の面を充実させてまいる所存でございます。

○白井勇君 そうしますと、これを手本にしておいて、いつも郵便局を督促できるという姿のものだと、私は解して承りました。

それから郵便事業の近代化、機械化には、いま資料をいただきましたから、相当いろいろ経費を見込んで将来の計画を持っていらつしやるやうであります、私は先ほど申しましたやうに、この機械化というものは、やはり郵便物それ自体のまず規格化ということに關与しなければ、こういうところにかか金をつぎ込んで、それは効果がないのじゃないかというやうな感じを持つておるのであります。ですから、いま御計画のものが全部むだだとは思いませんけれども、そういうことを将来十分お考えの上、善処してもらいたいということを強く要望いたしておきます。

私はこの間の大臣の趣旨説明におきまして、今般の法改正により料金が改定されて、事業収支が均衡を得られた際においては、事業の近代化がはかられて郵便物の確実迅速な送達ができる、というやうに言ひますけれども、私はこれは逆に

考えているのです。事業収支の均衡を得なければならぬし、郵便物の本来の姿である迅速な、しかも確実な送達をするためには、どうしたってこれは近代化、機械化というものを先にやらなければならぬというのが、私の年来の考え方でありま

す。それから私、もう一つ伺いたいと思いますのは、最近のように交通網というものが非常に発達をしておるわけですね。そうした場合に、郵便の輸送形態というものを、これをどういうふうにかえていらいしやるか。私、聞いておりますところによりますと、収集して差し立てをやつて、それからあとを局を出ますれば、日本郵便通送会社責任を持つてゐるというのです。また、この末端に参りますれば、いろいろな何と申しますかバス会社とか何とかというものに郵便物の輸送委託法によつて委託をしてゐる、こういうことであり、これから今度飛行機を使つていくということですね。今度飛行機を使われるという場合は、これはどういふ姿に使われるものなのか。郵便を日本郵便通送会社にまかして、そこが飛行機と契約をしてやるのか、別個の会社でもつくつてやるのか、あるいは郵政省が直接飛行機会社と契約をするのか。そこらあたりどういふ姿になるんですか。

○政府委員(長田裕二君) 飛行機を使います使用でございしますが、大体現在あります航空通送会社に委託をいたしまして、大部分でございします。ただ、札幌、仙台、東京、大阪、福岡の線につきましては、夜中の運送が非常に大事でございしますし、郵便の物量も多うございしますので、これらにつきましては一機ないし二機チャーターいたしまして送るといふことにいたします。これも航空通送会社と契約をしてやるといふことになるわけでございます。独自の会社をつくつてやるというふうなことはたまたまのところ考えておらないわけでございます。

○白井勇君 そうしますと、夜間の場合も既設の航空会社と郵政省が契約をするわけですね。そう

です。はい、わかりました。そこで、まあ飛行機を使いますことにつきましては、私は個人的には、いま国民大衆というものは、現在の普通の乗りものはまあ汽車であるわけですね。速達が飛行機で使われるといふことはよくわかりますけれども、汽車で運ぶもの、普通の郵便物というものは、国民というものは料金を上げて飛行機で一般郵便物を運べないという注文は決してしてないといふ私は思ふのですけれども、まああつてそういう扱いをするといふんですから、まああつて反対はいたしませんけれども、私はこれはちよつとサービス過剰じゃないかという感じを持つわけですね。しかも、料金からいいますれば、一キログラム当たりが飛行機は二十八銭です。鉄道は一銭三厘、専用自動車というものは九銭一厘といふように、航空機というものは非常に高いわけですね。そういう高い料金を値上げをしてまでやつてくれ

ないと思ふのです。まあ、それはそれとしまして、こういうふうな何といひますか道路がよくなつてまいりまして、自動車の便がどんどんこれは完成してくるということになりますと、たとえは私は山形ですけれども、まあいままで十時間のものは七、八時間で行つちやいますね。大体車で七、八時間で仙台、まあ若手まで行かないでしようが、西のほうにしたらとて、相当のところまでトラックで七、八時間も運送すれば届くわけですね。そうしますと、これは自動車の利用といふものを、将来うんと考えなければいかぬじゃないかという感じがするのですが、そこらあたりは将来の輸送体系としてどういふふうにかえていら

っしゃいますか。○政府委員(長田裕二君) 先ほど一、二種の航空搭載についてのお話でございましたが、確かに現在速達郵便を載せる貨率は一キロ当たり二十八銭でやつておりますが、これは最優先の便に載せるという優先的な扱いを要求しているといふことなどもございまして二十八銭でございますが、今後チャーターの場合は別といたしまして、ほかの

各路線に委託して載せます場合には、その場合の貨率はもう少し安い貨率になるのじやないかと

思つております。しかし鉄道より安くなる、あるいはそれに匹敵するといふところまではやれないのは、申すまでもないことでございます。そこ

までやる必要があるかどうかといふことでございしますが、一面では先生も御承知のように、国鉄側におきまして、旅客列車に手荷物、小荷物等があるいは郵便車等をつなぐことをだんだん規制してま

いつてきておりました、手荷物、小荷物と並びまして郵便車も貨物専用列車につなげるという傾向にございします。で全体としてのスピードの面も、今後の一般の期待に沿ひ得なくだんだんなつてま

いりますし、また停車駅等の規制もございまして、いろいろ問題もございしますので、むしろ一、二種のものにつ

きましては航空搭載することによりまして利便の点も相当あります。時間が短くなつてくるといふようなことを中心といたしまして、手数の面などでも必ずしもマイナスにならないといふようなこともございしますので、欧米諸国同様

に、日本といたしましてはそういうふうにしてまいりたいと思つてございします。なお、自動車の利用につきましては、お説のように、道路もよくなりまして、自動車もよくなつてまいりましたし、遠くのほうのものでも、航空搭載で、東京大阪を中心とする県庁所在地にて翌日送達すること、近間がおろそかになりまして申しわけないことと

ございします。で、千葉県なりあるいは近県につきまして、東京、大阪を中心にしてだんだんにやつてまいりますけれども、そればかりでなく、全国的に近いところにつきまして、自動車路線の充実によりまして速達をはかつていくといふようにする方針でございします。

○白井勇君 もう一つ私、これは大臣に伺つたほうがいいのかもしれませんが、今度の改定につきましては、大臣は答申の骨子というものは、ほとんどすべてこれを採用したと、こういうような御表現を使つていらつしやいますけれども、私答申を読んだ限りにおきましては、答申の基

れば、とにかく機械化はできる。サービスの改善ということは、これは私は、一口に言えば、送達速度の安定ということだと思ひます。局舎をどうするということにいたしましたも、自動車を使うことにいたしましたも、送達速度の安定というだけではどうしてもいたしたくない。それで、先ほどお話のありましたように、何か郵便その他に、こういったしますれば来年の四月ごろには必ずこれはこういたしますという約束をして、郵政当局自身が自分で一つ目標を持ってしまふということにいたしたいと思ひます。

それで、答申の中の点、三カ年間で二九・五%、たしかそういう答申をいただきました。これは答申ができるだけ手がたぐりいろいろごらんいただいた点はわかるのでありますが、これはすでに資料として御提出いたしておるかと思ひますが、三・五%という伸びを見ておるのですね、郵便物を。なるほど昨年、郵政審議会が作業をしていただいたおりましたところからは、確かに物の伸びは悪うございました。しかしながら、その後ずっと少く長い目で見ておりましたも、四十年年度でも、非常に途中の悪い時期を見ましても五・三%でございました。とにかく五%をこえておりました。したがって、ここ数年に、三十六年の料金を改定いたしましたのが六・七%とか、とにかく七%台、六%台をずっと維持しておりました。そこまではいかないうちでも、かつ、四十年年度では、料金改定によります物の減を見ましても、少なくともそれが一応落ちつくと思ひまして、四十年年度以降は、どんなに悪く見ましても、いままでの最低である五%の横ばいというものは可能であろう。そうすると、郵便物のほかいろいろな人件費、物件費の見方もいろいろございまして、少なくとも郵便物というものは、四十年年度の非常に中の悪い時期を見ましても五%をこえておるのでございますから、四十年年度以降、景気の回復とか、これは当委員会でもお尋ねのありました経済動向も出てまいるだろうと思ひますが、それがど

うでありますとも、五%の横ばいを四十年年度以降に見るということは、まずこれは確実である、そういう前提を置きまして、これでも実を申せば、ややもう少し物の伸びを私も企業努力によつても期待せたいと思ひますけれども、同時に、人件費にいたしましても、やはり幾らか増し目のカーブは見えなくとも思ひますが、いろいろ有形費もあると思ひます。とにかく五%という伸びを見て計画を立てますと、五カ年間は収支の見込みが立つということ、私もこれはこういうことで五カ年間は見ると、こういうぐあいに結論を出した次第でございます。私もどなたもいたしましては、七月一日の実施以後、さらに政府の決定いたします景気動向もあわせまして、これをもう少し精密にいたしたいと思ひますが、まずそれは郵政審議会の御答申も非常にかたく見て出してはくださいますしたが、政府のこの見方は可能であろう、こういうぐあいに政府として結論を出した次第でございます。

○白井勇君 郵務局長さん、大体この資料ですが、これで五年間上げなくていいんだという、この表ですか。

○政府委員(長田裕二君) お手元へ配りましたA表がたしかその表だと思ひます。

○白井勇君 大臣に伺いたいと思ひますが、今回の料金改定に因連をしまして、今後は一人人事管理関係はどういうふうに行つていらつしやいますか。この料金の改定に因連があるうがなからうが、別の問題ではありますけれども、申し上げるまでもなしに、飛行機で幾ら途中運び入れましても、これは収集から差し立てです、あるいは配達区分なり、配達関係でひま取りますれば、問題はそこにあると思ひます。いまのようによくに非常にか、これが常態だと思ひますが、よくいってありますような姿も、やはり何かそういうところに、まあいまの大臣になられてから適切な人事管理をやつていただくためにも存じせんけれども、特に今後こういうところに留意していこうと思われることがありましたらひとつ……。

○國務大臣(郡祐一君) 先ほど職員と責任感ということを申したのであります。もう全く白井さんのおっしゃるとおり、これだけ人力に多く依存しておる事業でございますから、職員が勤労意欲を旺盛に持つてくれる、それからどうか結果はきまってくるくらい種類の業務だと思ひます。したがって、それにはやはり私も自身として、職場環境を整備するような努力は十分いたさなければならぬ。それはこのたびの四十年年度予算でも、やがて来よりは改善されていくと思ひますけれども、同時に、職員にお願いいたしたいことは、職場規律というものを確立すると、これはむしろ職員全体がひとつ協力して、規律のある職場というものをもちたいということを要望もいたしております。また、実績をあげておるよう思ひます。それできょうの午前中にもお話がございましたいろいろな点、私も反省をしなければならぬ点もあると思ひます。それで私就任いたしましたあとも、こういうことを実は中間管理者に期待したのであります。見ておきますと、きょうの午前のお話でも、行き過ぎの部分ももちろんございましょう。ございましょうが、概して団交にでもなりますと話はするのですが、ふだん中間管理者があまり組合と接触したり、話をしたがる、避けてはいるようなところがございまして、これは私が接してみましたが、そういう感じが深いのであります。中間管理者というものが、それは団交と平素の話し合いと全然別の種類のものであることをよく承知しながら、しかし接触する部分とはよく接触して、平素からよく意思疎通しておいてほしい。多くの場合に、そのときになって出てくる前に平素の意思疎通が十分できておればそんなことは誤解を生じなかつただろうという種類のものがかなりございまして、したがって、私は中間管理者がそういう心がまえで絶えずお互いの意思疎通をはかるということをやつてもいいと思ひます。これはある程度やつていくと、ところもあるようございまして、でも、もちろんまだ行き届かないところのある点は、私も自身十分反省いたしますが、そういう点で職場規律を確立することと旺盛な勤労意欲を持つということとは、全職員に要求いたしますけれども、特に中間管理者の層においてもっとくふうをこらしていただく決意をいたすことをしるという意味ではございませぬ。しかしながら、自分の職場の中でそれが、全体にふだんからいかにすれば郵政事業というものは国民の信頼を得て遂行できいくのかというこの調和と意欲をかり立てていくのかとつやつてもらいたい。そうした点を個々に具体化してもらつたように、私、部下にも指摘しておるのではありません。また、こうしたらどうかという御注意は喜んで承らしていただきたいと思います。

○白井勇君 よくわかりましたが、先ほど私申し上げたんですけれども、やはりそれには各局員がいろいろな仕事というものをに誇りを持てるような業務でありませんとね、これはなかなか容易じゃないのじやなからうかと私は思ふのです。これは大臣のほうでいろいろお考えなさつていらつしやるだろうと思ひますが、そういう郵便業務にひとつ持つていつてもいいと思ひます。

最後に、私、こまかいことですが、今年年賀郵便の扱いが少し変わりますね。そうしますと、従来のいわゆる寄付金関係というものが、七円にもう一円プラスして八円ということになって扱われるのか、そうすれば、いままでのような六億、五億というような金はおそらく集まつてこないと思ひます。そうすると、いまの中央共同募金会なり日赤なり、ああいうあたりの関係はどういうことになるのか。

○政府委員(長田裕二君) 昨年の年末から年初にかけて売れた年賀はがきは、六億五千万枚が一円の寄付金がつきまして、五億六千万枚が寄付金のつかないお年玉だけのついたものでございまして、今後どうするかということのお尋ねでございます。年賀はがきにつきましては、一円従来安くなる制度がとられておりましたが、それが今回の改正では、廃止ということになっておることは御承知のとおりでございます。七円に寄付金がつ

きますと、どういふ寄付金をつけるかということも、まだ確定ではございませんが、大体一円の寄付金をつける、その枚数等につきましても、従来の寄付金の金額程度は確保しようという方向で進んでおるような次第でございます。

○白井勇君　ちよつと私は、そうなつてきますとますます心配ですが、厚生省なり中央共同募金会あたりに話がどういふふうに進められているか、これはたいへんなことだと思ふのです。法律では、何か賞金が二万円をこえないでしよう、それを百万とか二百万とか、宝くじみたいな賞金をつけて出しますれば、それは一円くらい相当集まるかもしれないけれども、わずかに二万円、それもごく少数のものだというふうなやり方で、はがき五円から七円になった、さらに一円寄付しなければならぬ、だれもおそらくつけないんじゃないかという感じがするのですが、そうなりますれば、たいへんなことになるんじゃないですか、六億とか五億とか。

○国務大臣(郡祐一君)　それで一円寄付金を出していただいて、これは年賀状ということと一緒にして非常によいことをするんだが、それほど負担も考えずに年賀状という形で寄付金がつき、そうして集まりましたものが六億、これの一番大きいのが共同募金でございます。ああいうぐあいに多額に出しておりますが、それで実は会長の瀬尾弘吉さんなどしばしばおいでを願つて相談をいたしております。それでこれは私どものほうでも、年賀はがきというのはいささかしていただいている仕事でもありますし、これはどうしても多く買つていただきたい。さらに、寄付金というものも、いま申しましたような意味での善意の積み重ねでありますから、これはぜひ買つていただきたい。それにはひとつとしの十月に、ガンの切手などもうであります、よほど全体に宣伝をいたし、そうしてはがきが七円になった、だからいままでの四円プラス一円の五円が八円になるのですから、だいたいが方は激しくございませうけれども、このいい寄付金をしてくださったの

が減ることがなく、八円のはがきを買つてくださるやうにといいことは、これはもう私も心いたします。であります、方々でひとつ大いに、守備範囲をきめてやるくらいに意気込みで商売をするつもりでやろうじゃないか、そうして六億五千万枚という寄付金つきのものをやつていきたい。しかし、それはおっしゃるやうに非常に希望が入つておりますので、それについてはいろいろなかういふもいたし、また、相談もいたさなければいかぬかといつていま相談を重ねておる状態でございます。

○石本茂君　私は、郵政のことになりますと、赤子のようなものでございまして、どういふふうにお聞きしていいかわかりません。というのは、この改正の要旨と、先ほどの具体的な御説明を承つておりました、ますますわからなくなつたのでございしますが、初めに、小さいところからお伺いしたいと思ひますが、この改正要綱の二項目のそのうちの細分の2というところに、たとえば年賀状の通常はがきの低料扱いを廃止するということが一つございします。ところが、その次を拝見いたしてみますと、四の項目で料金の割引制度というのが出てきております。私は、この郵便業務をなされる場合に、窓口に大きなものが持ち込まれることが、企業体として、いわゆるお客さまとして歓迎されているのかあるいはどうか。ちよつと疑問を持ちましたのは、年賀はがきと申しますのは、年間十枚しかはがきを出さない人でも、年の初めには百枚ないし二百枚、多い人は何千枚と出すと思ひます。その次の四項になりますと、「大臣の指定する」云々と書いてありますが、一時に三千通以上の書簡を出せるというのには、それは特定の条件を持つ国民の一部だと思ひます。全般的国民、普遍的な国民が大量に窓口を利用して年賀はがきでは、従来ありました低料扱いを廃止する、また、今度新しく三千通以上のものでも大臣の指定する条件になつておれば、それは割引いたしますという、そのものの考え方によつて疑問を持ちますので、その辺お伺いしたいと思ひま

す。

○政府委員(長田裕二君)　最初に、年賀はがきを従来一円安くしておりましたのを改正して安くしないという点でございます。実は郵便制度が始まつて以来、と申しますと、ちよつと大げさになりまして、年賀はがきについて一円安くするということになりましたのは、昭和二十六年の料金改定のときに初めてでございます。日本でもそうでございますが、外国におきまして、これは年賀という制度も、ちよつと違ひますが、ないやうな制度をそのときつくつたわけでありまして。当時の趣旨は、おそろく一つは、ただいま先生が申されましたやうな、全国民が利用するのだ、当時相当戦後の荒廃した社会で、人と人との間の文通ということができるだけ盛んになるといふやうなことも、人心をなごやかにするといふので効果もあるといふことも一つの理由としてあつたかと思ひます。同時に、事業の面から申しますと、当時こ

ういふ要員あるいは局舎その他郵便関係の組織に比べて通信量が激減しておりました。したがいは、たびたびの値上げをやつておりました。したがいは、なかつ、一般会計から繰り入れる価格差補給金という性質のものなかりませんが、そういう事情が一つありまして、郵便物がふえていくということが事業上望ましいといふこともありまして、そういうやうな意図もかなりあるわけでありまして、もう一つ、二十六年の料金改定で、書状につきましては八円から十円になりました。はがきにつきましては二円から五円になった、二倍半になる、こういう料金になるということから、あまりに急激な上昇であるといふことから、せめて大部分の国民の方が利用するときには、もう少し安い制度を提供したほうがいいんじゃないか、そういうことであつたかと思ひます。最初この年賀郵便物についてだけ一円安くすると申しますのは、実はこれは郵便の何といひますか、やり方としても初めてでございまして、また、通信の秘密といふやうな面からも相当問題のあるところでありま

す。

して、内容によつて料金に差をつける、見なければわからないといふやうなことになるわけでございます。もちろん表に年賀の表示をつけるとかつけないとかいうこともございしますが、結局内容によつて、ほとんど同じやうなものについて、この郵便料金に差をつけるということは、通信の秘密からいっておかしいんじゃないかという議論が、内部においても外部においても相当あつたところでありまして、その上にだんだん年がたつてまいりますと全体の郵便物もふえております。年賀郵便も相当ふえてまいりまして、この年末年始では十五億二千万に近づいてゐる、そうなりますと、だんだん取り扱いに困難を感じてまいりまして、世間をだいたいがわがしているやうな状態でございしますが、取り扱いにも困難を増してまいりまして、仮局舎を建てるとか、あるいはまた、アルバイトを延べ百何十萬戸とか、いろいろなことになつてまいりまして、経費の面につきましても、初めのころ、安い制度をつくりましたところと比べてますと格段にコストも上がつてきてしまふ、いまははたして普通のときよりも安いのかどうなのかわからぬ状態にもなつてきてゐるわけなんです。そういうやうな点などからいたしまして、今回の改正におきましては、一円特に安くするということではなくお願いしているわけでございます。

なお、たくさん出す、三千通以上出すやうなものについて割引をするのは、大口利用者を優遇し過ぎるではないかという御意見でございますが、これはそういう人たちが優遇しようという趣旨ではございせんので、実はこういう郵便は、御承知のやうに、非常に事業として受ける身で作業をしていかなければならない、こちらで一定量のものを動かしますと、あるいは電話のやうに、設備があつてそれを利用者が動かして、一ぱいになればそれで利用できなくなる、そういうやうなものにございせんので、まあ差し出すほうは自由に出せまうし、こちらにはかなり固定した人員なり施設でこれに應じなければならぬ、一度に大量の物がまいりますと、どうし

て、内容によつて料金に差をつける、見なければわからないといふやうなことになるわけでございます。もちろん表に年賀の表示をつけるとかつけないとかいうこともございしますが、結局内容によつて、ほとんど同じやうなものについて、この郵便料金に差をつけるということは、通信の秘密からいっておかしいんじゃないかという議論が、内部においても外部においても相当あつたところでありまして、その上にだんだん年がたつてまいりますと全体の郵便物もふえております。年賀郵便も相当ふえてまいりまして、この年末年始では十五億二千万に近づいてゐる、そうなりますと、だんだん取り扱いに困難を感じてまいりまして、世間をだいたいがわがしているやうな状態でございしますが、取り扱いにも困難を増してまいりまして、仮局舎を建てるとか、あるいはまた、アルバイトを延べ百何十萬戸とか、いろいろなことになつてまいりまして、経費の面につきましても、初めのころ、安い制度をつくりましたところと比べてますと格段にコストも上がつてきてしまふ、いまははたして普通のときよりも安いのかどうなのかわからぬ状態にもなつてきてゐるわけなんです。そういうやうな点などからいたしまして、今回の改正におきましては、一円特に安くするということではなくお願いしているわけでございます。

でも一挙にこれをさばいてしまおうというわけにはまいりませんで、これはさばこうという事で超過勤務をさせたりあるいはアルバイトを雇ったりいたしますけれども、どうしても残る。そういうことが一般の大切な、先ほどもお話しに出ております筆書した書状、印刷書状、その他大事な通信というものの運行にも悪影響を与えてくるということからしまして、大口に出してもらう方にはできるだけ協力をしてもらい、郵便局でなければならぬような作業を一部の方々にしていただいて、それに相応したものを差し上げる、そういうことで全体の郵便の運行をよくしていく、そういう趣旨でございます。

○石本茂君 いずれにいたしましても、国家の独占企業だということの性格と、それから先ほどから盛んに白井先生からもお話がございました、大体納得ができましたものや、いろいろな中でございまして、独占企業でありますものの中で非常に特定なのが、この郵便業務だと私も思うわけですが、特に一種につきましては、親から子へ、子から親へ、あるいは平素ごぶさたしてあります近親者その他で人格を持った意思とか感情を通じ合っているものが信書だと思えます。はがきにいたしましても、それほどありませんが、とにかくそれぞれ考えておりますことかと思っておりますことを言いついては、自分からだと切り離すことができないぐらいに信頼し、そして絶対に私ども国民にとりましては、自分のからだと切り離すことができないぐらにある生活を今日までさせていたのだと、私はそう思っております。で、このものが非常に赤字の対象になっておりますならば、値上げもまた考えられるのでございしますが、聞くところによりますと、一種等におきましては、むしろ黒字であるということも聞きますので、なぜそういうもの、今回、この改正によりまして大幅な値上げがされて、国策のこともあろうと思いますが、三種の中で特に大量を占めております新聞その他の刊行物、こういうものが答申、あの中でも原価計算等がな

された結果五円ぐらいというような線も出ていたように思うのでございしますのに、この改正案を見ますと三円というふうなことになるのでございまして、その辺も一国民の立場からしてもちょっとと納得がいきませんので、もう一ぺん、なるほどと思うような当局の理論をお聞かせできるものならば聞かせていただきたいと思う、私は非常にこの点に不満を持っておりますので。

○政府委員(長田裕二君) 二種につきましては、従来から赤字でございまして、四十一年度原価計算——これは経理局のほうでやっておりますが、を予測いたしますと、四十一年度にあるかとも思われますペースアップ等を考慮に入れますけれども、六円九十何銭、ほぼ七円ということになっております。これは年賀の四円のものも入れたら平均はたしか四円六十銭か七十銭になっていると思えますから、二円数十銭の赤字に現になっている状態でございます。

一種につきましては、お話しのように、確かに従来黒字になっているわけですが、三種につきましては、実はこれは現在の状態におきましては、支払い者は、これを負担している者は、日刊紙等につきましては、辺陲の土地におきましては、購読者でございます。で、こういう人たちに国民としての最小限の文化的なものをお伝えするという機能を日刊紙等は果たしているわけでもございまして、日本でも昔から相当低料にしておりますし、外国でも低料にしておりますところがほとんどでございます。しかしながら、郵政審議会の答申にも、直接の経費をまかなう、あるいは限界費用をまかなう程度にしたらどうかというふうなことが郵政審議会の答申にもありまして、ほかのほうでも言われておまして、逐次その線に近づいてきていくわけでございます。昭和二十六年の改正では、日刊紙につきまして一円でございます。昭和三十三年の改正で二円になり、今回三円になったわけでございます。確かに絶対額はそう多くございませんけれども、二十六年以

来の傾向としましては、非常に高い率になっております。その文化的意義とかあるいはいきさつ等を考えまして、今回この程度にとどめるのが妥当ではなからうかということからしてこうなつたわけでございます。

あと、日刊紙以外の三種につきましては、実は戦前のバランスからしまして、大体日刊紙一対にして、それ以外の低料でない三種は二対一の比率で長くやってまいりましたのが、戦後の紙の事情、新聞が非常に少ないページになりましたところの事情等からしまして、一時的に相当安くなつていたのじゃないかと思われる節もございします。——占領中の料金のことでございします。そういうようなことではないか。長い目で見ますと、絶対額についてなお問題はありますけれども、日刊紙、低料三種、それ以外の三種の比率は二対一ぐらいできておりましたので、ああいうような料金にいたしましたわけでございます。

そのほか、非常にコストよりも安い料金になっておりますのは、四種の通信教育とか、あるいは盲人用点字、農産物種子、それから今度新しくつくりました学術雑誌あるいは書籍小包、そういうようなものが原価よりも安い料金で定められております。これらにつきましては、やはりそれぞれやむを得ない事情、いきさつから申しまして、あるいはまた外国の例からも、また日本の現在の実情からしまして、やむを得ない事情などがございまして、今回御提案申し上げたような料金になつていくわけでございます。

その総括原価主義をとっておりますので、そういうことによる収入不足というものはどこかではやはりかぶらなければならぬわけでございます。先ほどのお話のように、一種、あるいは書留、速達のような特殊料金、これらにつきましては、利用価値も相当ございします。また、物によりましては負担能力のある人が利用することなどもありますので、そういうところで結局持つて三種、四種のようなところから出ます収入不足を補う、総体としてやっていくことにいたし

ておるわけでございます。○石本茂君 先ほど郵務局長さんのお話の中に、これは計画が出ておりますようですが、秋ごろから飛行機等によりまして輸送なども相当充実化していきたいというふうに聞きましたが、先般もお願いしておりましたけれども、まだ相当数の配達全然なされておられないという無配地区があります。そういうものがこの値上げに伴いまして、多少いままでは配達の構造が変わつてまいりますのかどうか、何か具体案でもありでございしたら一言聞きたいと思ひます。

○政府委員(長田裕二君) 郵便規則の八十五条適用地としまして、配達いたさない地域について今回の料金改正を機会に相当施策を用意しているかというお話でございます。実は、今回の料金改正を機会に目ざましい対策というものは、その面につきまして格別留意しているわけではございません。実は、郵政審議会などの審議の際におきましても、結局、非常にご利用通数の少ないところに普通の、通常のサービスをしないことは、一通当たりのコストをかなり高くする結果にもなるわけでございます。一方では、全国民にあまねく公平にサービスをしようという事業の本質的な要請と申しますか、本能のようなものもありましてやっております。本能的なようなものも、他方、全体の経費というものは、利用通数などからみ合せてまいらなければならぬ事情もございまして、今回の料金改正を機会に大改正をその面についてやるというところまでまいっております。が、しかし、八十五条適用地につきましては、従来からいろいろ手は打っているわけでございます。交通事情——一番大きな原因になっております道路事情なんかはかなり改善されるというふうなところが最近相当ございします。それから通信の利用がどんどんふえてまいります。従来は一日に二通か三通でありましたものが、もう少しふえていくとかいうような事情の変更等がございします場合には、諸負者を新しく雇う等いたしまして、かなり改善を進めております。いつかの御質問のとき

さらに続きまして、私自身知らない者の考えることなんですが、郵政省といえますと、私もしろうとは、郵政省の仕事の中には郵便貯金もあり、それから簡易保険もあり、そして一番大きな郵便業務もございます。ところが、この三つは郵政特別会計ということで三権分立というかこうになつておりますために、こういうような郵便の値上げをしなかつたら郵便業務ができないということになつていふように思うのでございますが、これは長い間のもちろん国の政策上の仕組みでございまして、貯金から上がりますところの余剰金とかなんとか存じませんが、こういうものは大蔵省の中に入つて開発銀行関係に回つておるようでございますし、簡易保険のほうの利益金といううなもの、やはりこれも財政投融資等に回しまして、非常に大きな国民のために役割りをしておりますことはわかりますけれども、何とまあ一生懸命に郵政省は金を集めて、その金は自分のところでは

わけでございますが、現在、郵政事業特別会計におきまして、貯金、保険、電信電話、その他恩給、いろんな年金、国庫金の預かり、種々雑多のものを郵政事業特別会計におきまして、全部受託業務、委託を受けて一つの会計に入れて整理いたしております。その中におきまして、現在見てみますと、約半分がそういったよその会計から、まあよその省からの委託されたものを預かっておるわけでございます。そういった場合に貯金とか、保険とか、こういったものは、確かに私どもの郵政事業で一緒にやっておりますが、それ以外の電信電話におきましても、恩給の扱いにいたしまして、一緒にやっておりますという現在の特別会計のたてまえでまいりますと、必要な分だけを、必要な費用を受け入れていく、こういうたてまえになっております。したがって、事業に必要なもの——実際、貯金事業をやっている、保険事業をやっている、それから恩給の取り扱い、税金の取り扱い、肢体不自由児のお金、こういったものの取り扱い、こういったものを取り扱う実費を繰り入れてそうして仕事をやっているという現在の法体系におきましては、そういうたてまえになっております現在においては、それはできないわけ

貯金のほうは、これはたくさんの、一億近い預金者の方から出てまいりましたこれは利益金でございますから、本来としましては預金者の方に還元するように、たとえば窓口をきれいにしましたり、それから紙をよくなりましたり、それからもし将来経費率が――逐次まあ悪くなりつつありますが、経費率が悪くなりました場合には、赤字補てんに充当する、こういったことの積み立て金としていいまこれは積み立てておりますので、これはやはり貯金事業、貯金の預金者、こういった方々の預金であるというたてまえから考えますと、軽率にはこれを取りくずすわけにはまいらない。

それから保険のほうを見てまいりますと、保険の加入者の方が、みな毎回払っていただいており、ます積み立て金を、将来保険金をお払いする場合の積み立て金としてこれはお預かりしております。ただその場合に、現在の段階におきまして数理計算をしますと、差額はやはり一応剰余金のようには思われますが、この剰余金、利益金につきましては、これもやはり預金者の、加入者の方のものであるというたてまえから、福祉事業団とか、こういった場合で、保険の加入者の方に還元をする。こういったことを一応たてまえにいたしております。そういったことと、結局三事業を郵政事業としてやっておりながら、貯金と保険から持つてくるということは、やっぱり事の性質上とるべき方策ではない。そうするとやっぱり、郵便事業といったしましては、企業的に運用をしますと、そしてさっき大臣申し上げましたように、できるだけ経費を安くしまして、そして企業的な運営によって自立をして仕事をやっていく、こういう現在体制になっております。で、現在の法体系はそうなっておりますので、私どもとしましては、やっ

○石本茂君　現在のたてまえがもちろんそうでございまずからできないと、これはよくわかりますけれども、そういうことについて行政のお立場でできる——できるっておかしいのですけれども、さきき申しましたように、私どもが一国民の立場

で考えましたときには、郵政省すぐ金をもうけておるところと、金を持っているところだと、こゝういふふうな概念があつたわけですが、しかし、一たび足を突つ込んでみましたら、たいへんな大きな赤字をかかえて郵便業務が非常に困難をしていらつしやるということがわかつたわけですけれども、そういう一般の、どういいますか、平易な感覚の中では、法律、規則はこれにとでもきめられませんが、守らなければなりませんけれども、何とかのかつこうでいまだありますようなあり方を改善といいますが、あるいは改正と申しますか、あるいはこわすと申しますか、何かそういうようなことは、将来を含めて絶対に考えられないかというのを聞いたわけですが、局長さんは、いまの法律がそうなっているからできないというふうなお答えでございました。

もう一つ聞いてみたいのですが、同じ国家事業でございますが、医療なんというものは、これは自由業でございますして、だれでもがかってに営んでおります、医師であれば。ところが、国立病院、療養所のようなところを見てみますと、一般会計の導入を相当にしているわけでございますね。特に、施設整備等につきましては、ほとんど一般会計の導入でやっております。それなのになぜこういう特別な性格を持つ独占企業体でありますところの郵便事業の面で、郵便局舎の整備とか増築とか、あるいは改築とか新築ということについて、いまだてお話を承っておりますと、一般会計の導入というものがあるのかないのか、私はないように承っておりますが、なぜ自由業であります医療の分野においてすらも、国営でありますがゆえに一般会計の導入ができると申してお

りまして——相当程度の基礎的な条件については一般会計の導入をしているのに、なぜこの企業につきましてもそれができませんのか、その辺の長い仕組みもあると思いますが、これを一ぺん聞いておきたいと思うのでございますが。

○国務大臣(郡祐一君) また詳しいことは経理局長などが申し上げると思いますが、こういうことじゃないかと思ひます。郵便にいたしても国鉄にいたしても、確かに国はそういう企業を営んで、ことに、おっしゃる様に郵便は独占事業にいたしております。したがって、この経理というのには非常に、先ほどもお尋ねがございましたように、つとめて安い料金でいたさなければならぬことだと思ひます。ただ、これを国民の税金でやっていくことになるものでなければいかぬという理屈はないと思うのです。税金にいくことが適当な仕事であらうか、利用者に負担させることが適当な仕事であらうか、こういう判断になってくると思うのです。それで郵便事業を見てみますと、これは私どものほうで事実調べをしてみたのでありますが、一般の家庭の方が使っているというものは、差し出しのぐあいで、個人が差し出した場合、それから法人が差し出した場合、こうしたものの調査をいたしてみますと、約二割は個人が差し出してあります。大体一般の家庭がお出しになる。八割は法人なり大きい企業が差し出す、そうした種類のものに税金を向けるよりも、利用者に負担させるほうが正しいという理屈が出てくるだろうと思うのです。私は国が財政を整理いたします形の上で、いろいろな形を考へていいことだと思ひますが、この郵便事業などは、むしろさような意味合いでは利用者のむしり利用に負担させるほうが筋だといえることになるのじゃないかと思ひます。ただ、いまおっしゃいましたように、局舎の建設等になりますと、これはその瞬間における利用者が負担する

よりも、そういう長く残るものでありますから、これは借り入れ等によつてまかなっていくことが適当、こう思ひます。

それからついでに、先ほどもお答えしたことでございますが、一応現在の法律のたてまえから申しましても、貯金なり保険なり、ことに保険は保険契約をいたすものでございまして、それが還元することにはつきりいたしておりますが、貯金になりますと、非常に大きい対象を持つことになりまして、したがって、これを貯金者の利益のはかに郵便事業の補てん等に使うことは、これは筋が違ふと思ひます。それによつて、財投に全部入れてしまふ、これも私は貯金者の利益を保護するという上からは必ずしも適当じゃないと思ひます。そうなりますと、しかし今度理屈としては、これは大蔵大臣の言ひ、その理屈でございまして、これは国庫統一の理屈だとかんとかいふいろいろ出てくると思ひます。そうしたことの調和を保ちながらも、貯金の利用者に対してはもとと還元いたしていく方向が、利用者の利益をはかつていくということが、そうして同時に、貯金の増強をはかつていくような使い方がないだらうか、これは今日私どものかかへている大きな問題だと思ひます。そのような方向には、今後もう少し貯金というものを、端的に申せば郵政省自体が——貯金者の立場を一番よくわかるのは郵政省でございまして、そのように運用いたしていくような方向に将来は進めてまいらなければいかぬと思ひております。

○石本茂君 大体私がききう聞きたいと思ひましたのは以上でございしますが、私もいつも郵便物をいたしている立場でございしますが、先日雨の中を、六時過ぎでございまして、小包を届けてくださった年取った配達人の方があつたわけでも、もしこの改正案が通りまして、財政面にゆとりはありまけんけれども、赤字補てんだけではない、そういう現場業務に従事する方のため

に応分の御配慮がされますことを特にお願いしたいと思ひます。で、全通などが、非常に労働組合関係ががらばつて戦つておられますけれども、結局現場業務の中に矛盾がたつてきたと思ひますし、午前中のお話を聞いておりました、やはりそんなことをしむじみ感ずるわけでございますから、ただ企業でございまして、金を上げました、そうしてそれは、現場業務にける者よりも行政面の云々ということだけで、飛行機もけつこうでございしますが、やはり實際歩いて回つていける人々とか、あるいは僻地におります一住民のためとか、そういうことも十分に御配慮いただきませんことには、私、一国民として納得できませんので、その点を特にお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(郡祐一君) いま最後に石本さんがおっしゃいましたこと、非常に私も感銘をいたすのであります。いつかほかのときにも申したことでありますが、大雨の中を、ほかに何にも通らぬで、速達なんかを届けに行く人間だけが歩いていけるような風景を見るのです。したがって、こうした方に、何らか報いるということとはこれはなければいけないことだと思ひます。そうして同時に、お報いもしますと同時に、国民が日本の郵便業務というものに信頼を持つてくださつて、冒頭石本さんの御指摘があらまされたが、封書というものは、親書というものの、第一種の郵便物です。これは確かに国民の感情、人間の感情を伝えるのに一番大事なものであります。そういう意味合いで、はがき等のふえ方はしないのに手紙はどんどんふえていく、外国も。そうして日本も、こうした手紙がもつともふえていくであらうというところ、これは先進国並みに期待ができることだと私も思ひます。これはやはり土台は送達の安定が確保されておらなければ信用も得られまけん。そういう意味合いでもし国民の信頼を勝ち得、ある意味では文化の交流も一緒に比例してまいると思ひ

ます。第一種郵便物がもつとふえますならば、私は郵便財政ももっと確実になることができる、そうして近代化もできる、待遇もできる、そうした点で、私はこれからどうしても伸ばしてまいらなければならぬと思ひます。冒頭におっしゃいましたことと、しまいに話しになりましたこと、私非常に共鳴いたしますので、一言共感の意を表しておきます。

○理事(光村基助君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

次回の委員会は明二十八日午後二時を予定しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十一分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月十三日)

一、郵便法の一部を改正する法律案

四月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、戦傷病者の放送受信料免除に関する請願(第一七九一号)(第一七九二号)(第一八七二号)(第一八七三号)(第一八八四号)(第一九一六号)
一、神奈川県横須賀市内電話の同一料金化に関する請願(第一九〇七号)

第一七九一号 昭和四十一年四月八日受理
戦傷病者の放送受信料免除に関する請願

請願者 広島市千田町三ノ一〇ノ七財団法人
人広島県傷痍軍人会会長 山本玉行

紹介議員 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第一七九二号 昭和四十一年四月八日受理
戦傷病者の放送受信料免除に関する請願

請願者 京都市中京区富小路通御池上ル京
都府傷痍軍人会内 山科喜一
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第一八七二号 昭和四十一年四月十二日受理
戦傷病者の放送受信料免除に関する請願

請願者 福井市西宝永町一ノ六二社会福
社会館内財団法人福井県傷痍軍人
会会長 山田善夫外一名
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第一八七三三号 昭和四十一年四月十二日受理
戦傷病者の放送受信料免除に関する請願

・ 請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二
愛媛県民生部世話課内 愛媛県傷
痍軍人会連合会内 矢野弁介
紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第一八八四号 昭和四十一年四月十三日受理
戦傷病者の放送受信料免除に関する請願

請願者 山口市大字野令字春日二、〇八
六社会福祉会館内財団法人山口県
傷痍軍人会会長 松永憲太
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第一九一六号 昭和四十一年四月十四日受理
戦傷病者の放送受信料免除に関する請願

請願者 名古屋市中区熱田区森後町一ノ七五愛
知県傷痍軍人会内 長尾正文外一
名
紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第一九〇七号 昭和四十一年四月十四日受理
神奈川県横須賀市内電話の同一料金化に関する請
願

請願者 神奈川県横須賀市久里浜町二ノ一
三ノ九 石沢嘉内外九十九名
紹介議員 鈴木 一弘君
横須賀市には、二局、三局、五局、六局及び浦賀
局の五つの電話局がある。このうち前四者間にお
いてはすべて市内同一料金として一通話十円であ
るのに対して、同じ市内にありながら浦賀局と
市内他局との間の通話料金は一通話十五円となつ
ており、このため浦賀局管内の住民は非常な不便
と過大な負担をおかしている。この実情を御明
察の上、浦賀局の料金を市内他局と同一の料金に
て取り扱うよう措置せられたい。

四月二十三日本委員会に左の案件を付託された。
一、日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸
借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説
明書
二、日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸
借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説
明書

日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借
対照表及び損益計算書並びにこれに関する説
明書
四〇〇 検 第六三三三号
昭和四〇年十一月一八日
内閣総理大臣殿
会計検査院長 小峰保栄閣
日本放送協会昭和三十九年度貸借対照
表等の回付について
日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸
借対照表および損益計算書ならびにこれに関する
説明書の検査を了したので回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和39年度財産目録

財 産 目 録

昭和40年3月31日現在

科 目	内 容			合 計
	摘 要	金 額		
(資 産 の 部)				
流 動 資 産				7,036,568.032
現 金 預 金				4,269,711.496
	現 金	小口現金を含む	27,037,460	
	銀 行 預 金		4,235,873,116	
	振 替 貯 金		6,800,920	
受 信 料 未 収 金				246,955.011
	受 信 料 未 収 金		623,955,011	
	未収受信料欠損引当金	受信料未収金の徴収不能見越額	△ 377,000,000	
委託修理業務用物品		放送受信用機器修理業務用物品		9,586.170
貯 蔵 品		フィルム、謝品、被服、事務用品ほか		147,287,383
前 払 費 用		事務室借上料ほか		59,586,353
その他の流動資産				2,303,441.619
	未 収 金	減債用積立金利息ほか	307,303,869	
	有 価 証 券	電信電話債券ほか	992,159,670	
	差 入 保 証 金	建物賃借保証金ほか	980,740,848	
	差入保証有価証券		0	
	保 管 有 価 証 券	集金委託保証預り有価証券	2,700,000	
	自動車損害賠償支払準備資産	自動車損害賠償支払準備金の引当資産	5,730,000	

科 目	内 容		合 計
	摘 要	金 額	
固 定 資 産	仮 払 金	諸立替払金ほか 14,807,232	65,658,914,781
建 物	建 物	局舎及び付属建物ほか 24,967,927,641	20,233,054,731
構 築 物	減価償却引当金	同上減価償却引当金 △ 4,734,872,910	5,175,387,943
機 械	構 築 物	空中線施設ほか 7,400,646,787	22,056,426,870
器 具 什 器	減価償却引当金	同上減価償却引当金 △ 2,225,258,844	147,724,764
	機 械	放送機ほか 40,006,106,152	367,566,198
	減価償却引当金	同上減価償却引当金 △ 17,949,679,282	△ 219,841,434
	器 具 什 器	楽器・事務用什器ほか	9,643,213,093
土 地	減価償却引当金	同上減価償却引当金	8,403,107,380
建 設 仮 勘 定	局 舎 敷 地 ほか	未 完 成 施 設	7,202,100,000
特 定 資 産	放送債券償還資金積立金		7,202,100,000
減 債 用 放 資	局舎敷地賃借料未経過分ほか		314,876,770
繰 延 勘 定	放送債券発行差金		45,140,921
前 払 費 用	資産合計		269,735,849
放送債券発行差金	(負債の部)		80,212,459,583
資 産 合 計	流 動 負 債		2,027,056,565
(負債の部)	短 期 借 入 金		0
流 動 負 債	未 払 金	物品購入代未払金ほか	854,078,422
短 期 借 入 金	受 信 料 前 受 金	昭和40年度以降分受信料前受金	933,713,915
未 払 金	その他の流動負債		239,264,228
受 信 料 前 受 金	前 受 収 益	部外技術協力費前受分 2,501,360	
その他の流動負債	預 り 金	集金委託保証金ほか 51,527,000	
	預 り 有 価 証 券	集金委託保証有価証券 2,700,000	
	自動車損害賠償支払準備金	自動車損害賠償保障法による積立金 11,455,605	
	仮 受 金	源泉徴収所得税ほか 171,080,263	
固 定 負 債			33,303,115,956
放 送 債 券			24,602,600,000
長 期 借 入 金			7,800,515,956
退 職 手 当 引 当 金			900,000,000
負 債 合 計			35,330,172,521

2 昭和39年度貸借対照表

(科 目)	(金 額)
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	
現 金 預 金	4,269,711,496
受 信 料 未 収 金	623,955,011
未収受信料欠損引当金	△ 377,000,000
委託修理業務用物品	246,955,011
貯 蔵 品	9,586,170
前 払 費 用	147,287,383
その他の流動資産	59,586,353
流 動 資 産 合 計	2,303,441,619
固 定 資 産	7,036,568,032

(科目)	(金額)	(金額)
建物	24,967,927,641	
建物減価償却引当金	<u>△ 4,734,872,910</u>	20,233,054,731
構築物	7,400,646,787	
構築物減価償却引当金	<u>△ 2,225,258,844</u>	5,175,387,943
機械	40,006,106,152	
機械減価償却引当金	<u>△ 17,949,679,282</u>	22,056,426,870
器具什器	367,566,198	
器具什器減価償却引当金	<u>△ 219,841,434</u>	147,724,764
土地		9,643,213,093
建設仮勘定		8,403,107,380
固定資産合計		65,658,914,781
特定資産		7,202,100,000
減債用放資		7,202,100,000
繰延勘定		
前払費用		45,140,921
放送債券発行差金		269,735,849
繰延勘定合計		314,876,770
資産合計		<u>80,212,459,583</u>
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		0
未払金		854,078,422
受信料前受金		933,713,915
その他の流動負債		239,264,228
流動負債合計		2,027,056,565
固定負債		
放送債券		24,602,600,000
長期借入金		7,800,515,956
退職手当引当金		900,000,000
固定負債合計		33,303,115,956
負債合計		<u>35,330,172,521</u>
(資本の部)		
資本金		30,000,000,000
積立金		4,662,507,674
当期資産充当金		8,857,022,162
当期剰余金		1,362,757,226
資本合計		<u>44,882,287,062</u>
負債資本合計		<u>80,212,459,583</u>

3 昭和39年度損益計算書

損 益 計 算 書

昭和39年4月1日から昭和40年3月31日まで

(科目)	(金額)	(金額)
事業収入		
受信料	65,402,778,280	
交付金収入	122,638,000	
雑収入	<u>1,110,114,299</u>	
事業収入合計		66,535,530,579
事業支出		
事業費	45,778,567,998	
減価償却費	6,621,274,349	
関連経費	<u>4,015,908,844</u>	
事業支出合計		56,415,751,191
資本支出充当		8,857,022,162
当期剰余金		<u>1,362,757,226</u>

種別	昭和三十一年度末	昭和三十一年度末	昭和三十一年度末	昭和三十一年度末	備考
放送債券	二〇五億九、八六〇万円	五〇億	九億九、六〇〇万円	二四六億二六〇万円	増は新規発行、減は満期および定時抽せん償還
長期借入金	七十一億二、八七八万円	一九億	二億二、八二六万円	七十八億五二万円	
銀行	四〇億一、〇〇〇万円	一九億	一〇億	四九億一、〇〇〇万円	
簡易保険局	三億八八一万円		二億一、八二九万円	二八億九、〇五二万円	
住宅公団	九九七万円		九九七万円	〇	
合計	二七七億二、七三八万円	六九億	二二億二、四二六万円	三三四億三二二万円	

資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の三四七億三、二七四万円に比べ一〇一億四、九五五万円増加し、四四八億八、二二九万円となったが、その内容は次のとおりである。

ア 資本
前年度末二〇〇億円に当年度において、積立金から前年度、固定資産化したものに相当する額一〇〇億円を組み入れたものである。

イ 積立金
前年度末残高四四億八、八〇六万円に当年度繰入高（昭和三十一年度当期資産充当金および当期剰余金）一〇二億四、四六八万円、固定資産偶発利益等積立金の増加高一億七、三六四万円を加え、他方、固定資産の除却損等積立金の減少高二億四、三八七万円を差し引き、資本に一〇〇億円を組み入れた結果である。

ウ 当期資産充当金
八八億五、七〇二万円
エ 当期剰余金
一三億六、二七六万円
三 損益計算書
事業収入六六億三、五五三万円に対し、事業支出は五五億四、一五七五万円、資本支出充当八八億五、七〇二万円（固定資産充当五〇億円、放送債券償還のための積立二四億六、〇二六万円、長期借入金の返還二億二、八二六万円、放送債券償還金一億六、八五〇万円）であり、差引当期剰余

金は一三億六、二七六万円である。これを前年度決算額の事業収入六〇一億二、三七三万円、事業支出四九八億七、九〇五万円に比較すれば、事業収は六五億一、一八〇万円、事業支出六五億三、六七〇万円の増加である。

入等で、前年度の七億三六六万円に比べ四億六四五万円の増加である。

ア 事業収入
事業収入の増加は、主として甲受信契約者の増加にともなう受信料収入の増加によるものであるが、その内容は次のとおりである。

イ 甲受信料
六四〇億八、四六六万円
有料受信契約者数が当年度内において一四六万増加し当年度末一、七〇六万となったため前年度の甲受信料に比べ六七億四、二七七万円の増加である。

ウ 雑収入
一一億一、〇一一万円
預金および電信電話債券等の利息七億一五九万円のほか不用品処分代金、対部外技術協力経費および受信機委託修理業務収

イ 減価償却費
六六億二、一二七万円
建物・構築物・機械・器具什器の償却費で、前年度の五三億一七六万円に比べ一三億一、九五二万円の増加であるが、これは設備の拡張にともなう償却資産の増加によるものである。

ウ 関連経費
四〇億一、五九一万円
支払利息二〇億八、八三五万円、工事特別雑損一二億五、三三七万円、未収受信料欠損償却三億七、七〇〇万円、放送債券発行差金償却二億六、九四七万円等で、前年度の三三億七、四六〇万円に比べ七億四、一三二万円の増加である。

損益計算書における事業収支に、放送債券、長期借入金その他の資本収入と建設費、長期借入金および放送債券の返還等の資本支出（建設費から関連経費に振り替えた工事特別雑損を除く）を加えた収支全般についてみれば、収入総額は八一億二、五三六万円、支出総額は八一億二、五九七万円である。

（注 一万円未満四捨五入）

昭和四十一年五月七日印刷

昭和四十一年五月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局